

第百八十九回国
参議院内閣委員会
會議録第十四号

平成二十七年六月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十一日

辞任

島村 大君
柘植 芳文君

補欠選任

岸 宏一君
世耕 弘成君

六月十五日

辞任

世耕 弘成君
松下 新平君
蓮 舫君

補欠選任

三宅 伸吾君
小坂 憲次君
尾立 源幸君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大島九州男君

委員

石井 準一君
上月 良祐君
藤本 祐司君
山下 芳生君
上野 通子君
岡田 直樹君
岡田 広君
岸 宏一君
小坂 憲次君
山東 昭子君
三宅 伸吾君
山崎 力君
相原久美子君
尾立 源幸君
芝 博一君
若松 謙維君
井上 義行君

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

江口 克彦君
山本 太郎君

副大臣

内閣府副大臣
大臣政務官
内閣府大臣政務官

平 将明君

事務局側

常任委員会専門員
政府参考人

藤田 昌三君

警察庁生活安全局長

警察庁生活安全局長
外務大臣官房儀典長
国土交通大臣官房審議官

辻 義之君
山崎 純君
海堀 安喜君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大島九州男君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、柘植芳文君、島村大君、松下新平君及び蓮舫君が委員を辞任され、その補欠として三宅伸吾君、岸宏一君、小坂憲次君及び尾立源幸君が選任されました。

○委員長(大島九州男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として警察庁生活安全局長辻義之君外二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大島九州男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大島九州男君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小坂憲次君 おはようございます。私は、自由民主党の小坂憲次でございます。

私は、平成二十五年五月にダンス愛好家などを中心に国会へ風営法改正を求める十五万人の署名が提出されたことを契機に、超党派の国会議員により設立されましたダンス文化推進議員連盟の会長として、今回の風営法の改正に当たり質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議員連盟の設立当時は、深夜零時以降にダンスをさせる営業を行ったとして、多くのいわゆるクラブと呼ばれる場所が風営法第二条第一項第三号の無許可営業として取締りを受け閉鎖が相次いだことに、利用者のみならず音楽家や文化人までもが危機感を持ったことが署名運動のきっかけでありました。

化や規制の在り方などの議論はここでは省略いたしますけれども、その後、議員連盟は、利用者、クラブ事業者、取締り当局、周辺住民や地域開発事業者、ホテル事業者など多くの関係者からのヒアリングを経て、平成二十六年四月に議員立法案を取りまとめ、各党内の手続に入る予定でありました。内容は、第二条一項一号と三号からダンスの文言を削除し、一号と二号を合併して、そして四号を削除する、すなわち、飲食を伴いダンスをさせる営業を風俗営業から削除する、飲食を伴わない設備を設けて客にダンスをさせる営業も風俗営業から削除するというものであります。

しかし、六月には規制改革会議の第二次答申が取りまとめられ、これを受けて警察庁も改正を検討することから、当時の古屋国家公安委員長との話し合いにより内閣法の提出を待つこととした経緯があるのであります。

今日この時点で、古屋前大臣、山谷大臣始め多くの皆様の御努力によりまして法案が提出され、衆議院を通過し、ようやく改正が実現しようとしているわけであります。短時間ではあります、確認も含め、若干の質問をさせていただきます。

最初に、今回の改正により、ダンスという言葉が風営法から全て削除され、ダンスそのものに着目した規制を改めたこと認識しておりますが、これですらよろしいでしょうか、山谷大臣。

○国務大臣(山谷えり子君) この度の改正法案は、ナイトライフの充実を求める国民の声の高まり、ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、政府の規制改革会議や超党派のダンス文化推進議員連盟における議論を経て、ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外すること等を内容とするものであります。この改正法案が成立すれば、委員

御指摘のとおり、風営適正化法の条文からダンスという文言は全てなくなるということでございます。

○小坂憲次君 ポールルームダンスと言われる、いわゆる社交ダンスですね、それからクラシックバレエ、あるいは盆踊り、ヒップホップなど、ダンスという言葉の定義も取締り対象となるべき基準も曖昧な中で取締りが強化されていた、そういったことを考えますと、これらの問題はこれで解消されると期待をするところであります。

次の質問でございますが、今回の改正案が、ダンスを風営法から削除するのではなく、深夜飲食店営業に禁止されておりました遊興を認める方向とした理由はいかなることになっているのでしょうか。これも大臣にお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(山谷えり子君) この度の改正法案の提出は、国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていること等をその背景の一つとしております。

法案の検討に当たりまして、深夜の飲食店については、ダンスのみならずバンドの演奏やショーなどについても時間帯にかかわらず飲食をしながら楽しみたいとの需要があるものと考えられたところでありまして、このため、深夜の飲食店における遊興の全面禁止を改めまして、ダンスに限らず遊興全般について深夜に飲食をしながら楽しむことができるよう、新たに特定遊興飲食店営業の制度を設けることとしたものでございます。

○小坂憲次君 大臣がお答えをいただきましたその趣旨は私も賛成でございます。ただ、その特定遊興飲食店営業に対して遊興という言葉でくるものが若干曖昧な点ではないかなという危惧を引き続き私は持っております。

これまでは、ピアノ演奏やギターの演奏を始めとして、ライブハウスなど深夜十二時を過ぎて営業していたお店がございました。しかし、これらは厳密に言えば、遊興を禁じた深夜飲食店営業の

違反になるわけでありまして。そうであるかもしれませんが、これまで罰則がなかったので、取締りも余りされなかったというふうには私は認識をいたしております。

内容が健全なもので、周辺からの苦情もなく営業していたお店が、この法律の施行に伴い許可が必要となるということになるのでしょうか。これについては辻生活安全局長の答弁で結構です。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。これまでは、深夜において飲食店営業を営む者につきましては、遊興を客にさせないことという規制がございました。今般、ダンスを深夜において行わせるということを確認していくという議論、検討の中で、それを認めていくためにはこの遊興禁止というものを見直す必要があるということ

で、今回これを認めるに当たりまして、全てに全く規制なしということではなくて、やはり種々の問題、これまでに発生したこともございますので、許可を受けた方に深夜において遊興をさせるということを確認する制度というふうにならせていただいたところでございます。

○小坂憲次君 警察の側からいうと、ギター演奏やピアノ演奏は遊興に当たるということでありますけれども、一般社会人は、ピアノ演奏が飲んでいる場所にあつても、あるいはそこでギターを持ち出して弾く人がいたり、あるいはギター弾きが来てお店の方に雇われて演奏しても、それが遊興という概念に当たるかどうかというのは余り明確じゃないのでやっていたということがあつたと思うんですね。ところが、この法律ができたために突然これは違反だといって取り締まられるようなことになれば、今回の法律が、規制の緩和ではなくて、むしろ規制の強化ではないかと言われてしまふことにもなりかねません。

そういった点からすれば、今回この遊興という言葉を使ったということに対して若干の疑問があるのと私は申し上げましたけれども、それが法律用語として、また取締り当局及び内閣としての方針としてそれを使うということで決定をされたので

あれば、その解釈運用基準というものはあるはずでありますから、その解釈運用基準においてそういったことを明確にしていたかと同時に、それをしつかり広報していたら、あなたのやっている営業はこういうことはできる、こういうことはできないんですよ。しかし、できないのであればそれをいきなり取り締まるということではなくて、しっかりと指導をして、そして、いきなり取り締まるような違反者が出ないように、その辺に十分な御配慮をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。ただいま先生からお話ございましたとおり、この度の改正法案が成立いたしました場合には、事業者を始め、広く関係者の御意見を伺った上で、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を解釈運用基準の中に具体的に明記してまいりたいというふうな考えております。

また、無許可で当該営業を営む者がいた場合には、特に悪質な場合は別といたしまして、直ちに検挙するという手段を取るよりも、まずは許可を受けるように厳正な指導を行い、これに従わない場合は罰則を適用していくよう都道府県警察を指導してまいりたいというふうな考えております。

○小坂憲次君 是非ともそうお願いしたいんですが、それじゃ、もう一回聞きます。遊興の定義はどうなっておりますか。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。現在の法律で、この遊興でございますけれども、この用語は現行法でも既に使用されております。規制の対象となります遊興は、営業者の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為に限られるというふうに解釈されているところでございます。

○小坂憲次君 周りから全然分らないという声が聞こえておりますけれども、非常に分かりにくいんですよ、確かに。

刑罰法規の明確性の原則について示した徳島市公安条例事件における最高裁判所の判例によりま

すと、ある刑罰法規が曖昧不明確のゆえに憲法三十一条に違反するものと認めるべきかどうかについては、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断が可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによってこれを決定すべきであると。すなわち、誰が見てもそれはそうだなと思うような基準でない、幾ら法律に書いてあるから、だから法律に書いてあるので罰則が適用されるんだというのはいきなり行き過ぎではないか、その辺の適用は慎重にすべきだという意味だと思っております。

この判例にもいろいろな見方がございますけれども、私が申し上げたいのは、今回のこの遊興という定義を使つた以上、そういった不明確性がそこには内包されているということをやはり取締り当局としても十分に御配慮をいただきたい。ダンスという文言が曖昧だったゆえにNOON裁判と言われるようなクラブの取締りが行われ、手を動かしたか足を動かしたかでダンスをしたかしないかというようなことが争われるようなそういう法廷論争は、私は今後は生まないようにすべきだと思っておりますので、その辺よろしくお願いを申し上げます。

では、具体的にお聞きしますが、特定遊興飲食店営業の具体例は、事例はどんなことになるのでしょうか。例えば、カラオケは遊興に当たらないと聞くわけでありまして、深夜飲食店営業店がカラオケ大会を主催するということになりま

す遊興に当たり、許可が必要となるといふふうにも考えられます。また、飲食を提供しているいわゆるカラオケ店がカラオケ大会を主催するときはこれと同様なんではないでしょうか。お願いします。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。遊興でございますけれども、解釈運用基準という中で具体例も挙げさせていただいております。具体的には、音楽を流して不特定の客にダンスをさせる行為、不特定多数の客にダンス、ショー、演芸等を見せる行為、バンドの演奏等

を客に聴かせる行為、のど自慢大会、クイズ大会等の客が参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為等が客に遊興をさせることに該当してまいります。したがって、このようなサービスを深夜にわたって酒類を提供する飲食店で行う場合は特定遊興飲食店営業に該当することとなります。

特定遊興飲食店営業に当たるか否かは、個別の営業ごとにその具体的な状況に応じて判断していくこととなりますけれども、お尋ねがございましたカラオケ機器を備えた飲食店が深夜にカラオケ大会を主催する場合には、一般論として言えば、酒類を提供するのであれば特定遊興飲食店営業に当たると、そのような営業を行うということであれば特定遊興飲食店営業に当たるといふふうに考えられるところでございます。

カラオケ店につきましても、カラオケ店におきまして店の方が積極的に働きかけるような形で営業を行うということになれば、これは一般論として申し上げれば当たるといふことになろうかと思ひます。

○小坂憲次君 私質問したから、カラオケを備えたお店が全部そういう遊興提供だと言われてしまうと、何か私の質問がきっかけで取締りが強化されたようで嫌なんで、その辺はこれ以上余り追及はしませんが、しかし、主催したか、置いてあるのを、お客が歌詞の本を見て選んで掛けてもらうようにしたか、お店のママが是非とも歌ってよと言って勧誘したら、それはもてなした、接待に当たるのかというような議論は余りしたくないと思ひますので、その辺は解釈運用基準をしっかりとしてもらいたいなど、こども重ねて要望しておきます。

次の質問に入りたいと思ひますが、飲食を伴う屋外コンサートや野外イベント、あるいは年越しのカウントダウンイベント、こういったものがあります。数千人から数万人入るといふような規模で行われる、こういったものはそれぞれ飲食を伴っているのが通常でございます。あるいは、飲食店を利用した結婚式の披露宴の二次会のダンス

パーティーなど、こういったものを開催するときの許可はどのような申請が必要で、これは特定飲食店営業の対象となるのかどうか、この辺についてお答えください。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。どのような営業が特定遊興飲食店営業として規制の対象になるのかは個別具体の事情に応じて判断されるべきものと考えておりますけれども、一般論として申し上げれば、年に一度数時間程度に限って行われるような反復継続性のないイベントや営利目的のない催しなどは営業には当たらず、特定遊興飲食店営業としての規制の対象にはならないと考えられるところでございます。

○小坂憲次君 そうすると、配付資料を出して皆さんにお配りしてありますので見ていただければ分かるんですが、これはほんの一部でございます。これ、深夜の演奏プラス飲食の販売を行っているイベントばかりなんです。これ以外に、飲食を別の場所で行っていたり、あるいは深夜寸前に一応届出では終わることになっていて結果として深夜を回つてしまふとかいろいろありますが、これらは大概は繁華街ではなくて、広場、それも郊外の余り周りに家のないようなところで行われることが多くて、そこで仮に特定遊興飲食店営業の許可を取れと言われても、該当してないものから申請のしようがないとか、そういうことになります。

今の答弁をお聞きしますと、年一回とかそういった程度のものであれば、これは余りそういう取締りの対象にはなりません、あるいは指導の対象にもならないというふうなお答えもありましたのでそうだと思いますが、その辺は再度、解釈運用基準でこれも明確にさせていただきたい。

今のお答えをそのまま援用しますと、カラオケ店がカラオケ大会を主催した場合は、深夜で飲食も提供していれば、それは特定遊興飲食店の許可が必要になりますという御答弁でしたが、これが年一回程度なら構わないということになってくる。若干矛盾するような不明確な点も出てきますの

で、こういった点についても解釈運用基準をしっかりとさせていただきたい、このように思うところがあります。

いずれにしても、この法律の施行までには一年の猶予があるわけでございますから、関係団体などの意見に耳を傾けて、解釈運用基準を明確に定めることに努力をして、そして明確性の先ほど申し上げたような原則を担保してもらいたい、このように思ひますが、局長、いかがですか。

○政府参考人(辻義之君) この度の改正法案が成立いたしました場合には、先生からただいまお話しございましたとおり、事業者を始め広く関係者の御意見を伺った上で、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を解釈運用基準の中に具体的に明記してまいりたいというふうに考えております。

○小坂憲次君 この点については特に大臣に答弁は求めておりませんが、大臣もお分かりです。よくよくお願いいたします。うなずいていただきましたので、それで先へ進ませていただきます。

次でございますが、この四号営業が削除されたことに伴ひまして、一定の講習を受けた社交ダンス教授が教える行為は接待に該当しないことを確認したいと思ひます。また、不適切、不健全な営業に対しては、労働基準法あるいは風営法その他の個別法規によつて適切な取締り、指導を行つて、また、地域の風俗環境保全協議会の設置には警察としても努力をしていただくとともに、緊密にそういった皆さんとの協議をして意見を聞くということをしていただきたい。そして、善良な風俗の保持、青少年の健全育成を図る地域活動を支援するなど、積極的に地域との連携を図つていただきたいと思ひますが、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 改正法ができましたときには、風俗環境保全協議会の仕組みも各条例によつてできるということでございます。そういったものも十分に活用しながら、地域と一緒に取りながらそういった町づくりというような形に取り

組んでまいりたいというふうに考えております。

○小坂憲次君 もう時間も少なくなつてまいりましたので最後の質問に入ります。二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本流のおもてなしということを世界公約をしたわけでございます。その日本流のおもてなしで訪日客をもてなすとするれば、それはもちろん、皆さんが、訪日客が期待するものは、いわゆる世界文化遺産ともなった日本食を食べてみたい、それから、テレビや映画で見たいいわゆる割烹料亭のようなどころで日本舞踊を見ながら日本食を食べてみたいとか、そういった気持ちになるのは当然だと思ひます。また、そういったことが一つのおもてなしの代表例であろうと思ひます。

しかし、この日本の伝統文化である日本舞踊の披露の場でもありますこの割烹料亭は、いわゆる風俗営業法というところの接待の場として風俗営業の範疇に入っているわけでございます。それをそのままにしておきますと、私のところにいるような御要望が来ますが、その一つには、外国の賓客をお招きしておもてなしをしたところが、何か聞いてみたら私が接待をされたところは風俗のお店だったらしいと、風俗営業で接待を受けたなんということが言われないようにそこはやはり区別をしてほしいということを、いわゆる料亭関係の皆さんからの要望としていただいております。

この辺は、まず、それじゃ、このものずばりはどういうふうに判断したらよろしいんでしょうか。これは風営法の規制範囲内でしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 風営適正化法でございますけれども、料亭そのものを規制するものではないので、規制の対象となつておりますのは、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業ということでございます。このような営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものだという位置付けでございますけれども、営業の行われ方いかんによりましては善良の風俗等を害するおそれがあるということで、不適格者の排除など、風営適正化法の規制対

象としていところでございます。

○小坂憲次君 まあそのとおりなんでしょう。そうすると、踊りをその場で踊ってみんなではやし立てて、そして皆さんで楽しんで笑う、これは接待、遊興に当たるんだらうというふうに、今までの話の文脈からなります。そこはやはり日本文化の場でありまして、今後、その解釈運用基準を再三持ち出して言っておりますが、法律の中だけで規制できないものを解釈運用基準に依存するのであれば、その部分でしっかりと、こういった日本文化の披露の場であるものは、後ろ指を指されないような、今おっしゃったような健全な娯楽、娯楽というよりも健全な楽しみの場であるということ、そのとおりになるようにしっかりとこれ明確にしたい、このように思います。

ちなみに、あと一分ありますので、他の法律における遊興というのは何かあるのか、ちよつと調べてもらいました。そうすると、更生保護法の五十一條一項のところにあります「保護観察対象者は、」という禁止事項の中の二項の一号のところに、「犯罪性のある者との交際、いかにわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならない」というふうに書いてあって、つまり、ここで言っている遊興は浪費のおそれのある産業の利用でございまして、ここで言っていることは警察の述べるといふ広い意味での遊興という意味で採用されているわけではないというふうに思います。

そうすると、遊興という言葉が使われているのはこれと今の風営法の中でございまして、そこは、再三申し上げたような運用基準としての用語の内容を明確に具体例を示してやっていただいで、間違つても恣意的な取締りが行われることのないような明確性を担保していただきたい、このようにお願いしておきます。いかがでしょうか。

○委員長(大島九州男君) 辻生安全局長、簡潔にお願いします。

○政府参考人(辻義之君) はい。

解釈につきましては、解釈運用基準の中で明確化するよう取り組みたいというふうに思っております。

○小坂憲次君 以上で終わります。ありがとうございます。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党・新緑風会の尾立でございます。

いつもは銃刀法で質問させていただいておるんですが、今日は風営法の改正案について質問させていただきます。今日は風営法の改正案について質問させていただきます。今日は風営法の改正案について質問させていただきます。

私も小坂会長とともにダンス議連に入らせていただいております。共に研究をしてみたいと思います。といいますのも、私自身、若い頃に社交ダンスを少しやっておつて、余りにもこの風営法の規制が掛かるということに非常に違和感を覚えておつたということもありましたし、また、若者の文化であるダンス、これについても全てがこの風営法で網を掛けられるということ、どうなのかというところで問題意識を持つて一緒にやってきたわけでございます。そういう意味で、今日は、警察の方々が主導して立法されたということには敬意を表したいと思います。

今回、今お配りをさせていただいておりますように、風俗営業のとりわけこの一、二、三、四号が大きくカテゴリーが変わることになりました。端的に言うと、接待の伴わないダンスについては基本的に風営法から外すという方向になつておりますし、とりわけ私が先ほど申し上げました社交ダンス系の四号営業については、この風営法の規制対象からは全て外していただいたということ、よかつたかと思っております。

また、三号営業、クラブじゃなくてクラブという感じがすかね、後ろが上がる方の、そちらの方については深夜も営業ができるようになったというところで、大きなこれも前進かと思ひますが、今、小坂会長からもお話ございましたように、とりわけ特定遊興飲食店営業という、ここが新しい

カテゴリーになっておりますので、この点について私からも深掘りをさせていただければと思っております。基本的には大臣にお答えを私の場合はいただければと思ひます。

まず、今回新たに設けられましたこの特定遊興飲食店営業、この特定遊興飲食店営業とはどのようなものか、まず大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山谷えり子君) この度の改正法案におきまして、特定遊興飲食店営業とは、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を指すこととされております。深夜に飲酒をする客に対し営業側が積極的に働きかけて遊興をさせた場合には、遊興に伴う騒音や店舗外での酔客の迷惑行為等を始めとする風俗上の問題を生じさせるおそれが高いと考えられます。

このために、この度の改正法案では、飲食店での深夜の遊興に対する規制を緩和するに際しまして、こうした深夜、遊興、飲酒というこの三要素の全てを満たす営業について所要の規制を設けるということにいたしましたのでございます。

○尾立源幸君 まさに今大臣お答えになつていただいたように、基本的には設備というのがあつて、深夜、飲食、遊興というこの四点セットがそろつた場合に特定遊興飲食店営業ということになるというところでございます。

深夜と飲酒というのは、これはもう分かりやすい話です。で議論の余地はないと思ひますが、若干議論の余地がある設備の部分、それと、とりわけ議論の余地のある遊興、この二つがあらうかと思ひます。で、とりわけこの遊興について改めて定義を求めたいと思ひます。

○国務大臣(山谷えり子君) 遊興という用語ですが、現行法でも既に使用されておまして、規制の対象となる遊興は、営業側側の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為に限られると解釈をされております。

具体的には、音楽を流して不特定の客にダンスをさせる行為、不特定多数の客にダンス、ショー、演芸等を見せる行為、バンドの生演奏等を客に聴かせる行為、のど自慢大会等の客が参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為などがこれに該当することとされております。こうした解釈は警察庁のウェブサイトで公表するなどしております。実務上も定着しているものと考えております。

この度の改正法案では、新設しようとしている特定遊興飲食店営業、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を指しまして、ここに言う遊興についても従来の解釈と同様と解しております。

いずれにしても、この改正法案成立した場合には、この遊興の解釈も含めて、新たな制度について事業者への周知の徹底を図りまして、適切に当該制度運用されるように警察にも指導してまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 今お答えの中で、遊興の定義の具体例としてダンスをさせる行為ということをおっしゃつていただきました。何をさせれば、それじゃ、ダンスをさせることになるのでしょうか。それともう一点、設備とはどの程度のことを指すのか。

この二点についてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。ある営業が特定遊興飲食店営業に当たるか否かは、個別の営業ごとにその具体的な状況に応じて判断することとなりますが、一般論として申し上げますと、いわゆるクラブのように、音楽や照明の演出、DJによる客への呼びかけ等の積極的な働きかけの下で不特定の客にダンスをさせるような場合は遊興をさせることに該当することになります。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

また、特定遊興飲食店営業は、設備を設けて深夜にわたつて客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業でございまして、ここに言う設備とは、こうした営業を営むに足りると客観的に認め

る設備を指すものとさせていただきます。

られる物的施設及び備品を指し、ある程度の期間にわたる反復、継続して使用するのに耐え得る程度のものであることを必要とすると解されます。

○尾立源幸君 そうすると、積極的にダンスをさせるという意味には、例えば、単にCDを流すとか、ラジオを掛けるとか、映像を流すとか、そういうものは含まれないと、すなわち、人が介在をして盛り上げるというんですか、そういうことがないと積極的にということには当たらないということなんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 単にBGMのような形でCDを掛けられたり、あるいは置いてあるテレビが映像を流しているというようなものにつきましては、これは店が積極的に関与しているというふうには解していないところでございます。

○尾立源幸君 そうしたら、もう一点。例えば、ピアノのように静かに演奏しているようなピアノと、クラブと言われるようなところでがんでんDJがやると、これについては、両方とも人が介在をしているという意味では、今の答弁を聞くところでも積極的にいうようなことに聞こえるんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(辻義之君) これまた一般論になりますけれども、生演奏につきましては、演奏者がその場で演奏しております以上、客の反応に応じて演奏することが想定され、またそのような演奏が可能であることから、楽器の種類や演奏者の人数を問わず遊興に当たるというふうに考えられるところでございます。

○尾立源幸君 そうすると、BGMのようにピアノを弾いていらつしやることも多いと思うんですけれども、別に顔色を見ているわけじゃないんですけれど、そういうものの区別というのはどこで切り分けるんですか。今、表情を見ながらとおっしゃったんですと聞いていますので、それらも、もう見ないではあつとひたすら弾いていた、それは積極的に働きかけないということにも取れると思うんです。そこをちょっと、もう一度お願いします。

○政府参考人(辻義之君) 生演奏につきましては、先ほど申しましたとおり、演奏者がその場で演奏している以上、客の反応に応じて演奏することが想定されますし、またそのような演奏をするということも可能でございますので、これにつきましましては、楽器の種類や演奏者の人数を問わず遊興に当たるというふうに考えられるところでございます。

○尾立源幸君 そうすると、何となく分かってまいりました。とにかく、生の人間が介在をするとき非常に積極的に、働きかけということになってくるといふことなんでしょうね。もう一度。

○政府参考人(辻義之君) 今先生おっしゃいました生の人間がというのがどのぐらいの範囲を指しておられるのかがちょっと分かりませんけれども、ただ、先ほど申しましたとおり、CDを掛けて流しているというものは該当いたしません。生演奏につきましては、客の反応に応じて演奏することが想定され、そのような演奏が可能であるというように、そこで該当するといふように解しているところでございます。

○尾立源幸君 それでは、もう一つ。議論がいろいろ深くなってくるんですが、具体例についても一度、私からも確認のために、これが遊興に当たるのかどうかを確認をさせていただきたいと思えます。

幾つか例を申し上げます。一つ、ホテルの大広間を借りて行うカウントダウンイベント。これは、先ほど小坂会長からもあったと思います。また、数日間、にわたり野外で開催されるロックコンサートでの酒類の提供を行ってやるもの。また、ホテルのバーで深夜のライブ演奏をする。カラオケボックスでのイベント。クラブイベント。また、映画館で深夜にビールを提供すること。深夜の客席で生ビールを提供すること。七つぐらい例を出して申し上げます。

局長で結構ですので、お答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) まず、ホテルの大広間

を借りて行うカウントダウンイベント等でございますけれども、一般論として申し上げますれば、年に一度、数時間程度に限って行われるようなイベントは、反復継続性を欠くため営業には当たらず、そのようなものは特定遊興飲食店営業には該当しないということになるところでございます。

それから、野外における営業でございますけれども、これにつきましては、当該営業が設備を設けて深夜にわたって客に遊興と酒類提供を伴う飲食をさせる営業であれば、特定遊興飲食店営業に該当することとなります。

なお、ここで申し上げました設備とは、先ほど申しましたとおり、こうした営業を営むに足り得ると客観的に認められる物的施設及び備品を指し、ある程度の期間にわたって反復継続して使用するに耐え得る程度のものであることを必要とするといふふうに解されるところでございます。

それから、ホテルバーでございますが、バーでの生演奏は、演奏者がその場で演奏しております以上、客の反応に応じて演奏することが想定され、またそのような演奏が可能であることから、そのようなものは遊興に当たるといふように考えられるところでございます。

それから、カラオケボックスですね。カラオケボックスにつきましては、先ほど小坂先生のときにもお答えをいたしましたけれども、単にカラオケの機材のみを置いていらつしやる、お客さんが来て御自分でそれを使っても使わなくても楽しまれるといふものにつきましては、お店の方の積極的介在がないといふふうに解しているところでございます。

それから、映画館でございますけれども、映画館につきましましては、お客さんが映画を見るための客席で飲食をされる場合がありますけれども、一般的には、その客席の部分というのは飲食をさせるための設備ではなく、飲食店というものに当たらないということになるのではないかと、いふように解されるところでございます。

○尾立源幸君 あとクラブイベントと深夜客席で

生ビールを提供すること。

○政府参考人(辻義之君) クラブイベントということでございますが、これまた一般論でございますが、いわゆるクラブでは営業者による音楽や照明の演出、DJによる客への呼びかけ等の積極的な働きかけの下で不特定の客にダンスをさせることが通常であると考えられ、そのようなものは遊興に当たると考えられます。

また、落語でございますが、これも一般論になりますが、落語等は、はなし家や演目の紹介等をして客の反応に応じて演じたりすることが通常であると考えられることから、そのようなものは遊興に当たるといふふうに考えられるところでございます。

なお、落語等を見るための客席の部分は、飲食をさせるための設備には当たらないものとして飲食店に該当しない場合が多いと思われ、その場合には特定遊興飲食店営業には当たらないこととなるところでございます。

○尾立源幸君 じゃ、深夜の客席も当たる可能性があるということなんでしょうね。

○政府参考人(辻義之君) 深夜におきまして、そこが酒類を提供している飲食店ということでございますが、そこで落語などのそういうショーといえますか、そういうものを見せるということになってまいりますと当たるといふことはございませう、一般論でございますが。

○尾立源幸君 いろいろな解釈があるということもよく分かりました。

ただ、なぜこんな質問をしているかという、やはり大切なのは、この遊興の概念、これも小坂会長の方からありましたけれども、いたずらに広くしないこと、やはり国民にとって分かりやすいということが大事だということでございます。とりわけこの無許可営業の場合は、二百万円以下の罰金、二年以下の懲役でしたかね、そういう厳しい罰則も付いておりますし、また、先ほど出ました大阪のNONONの事件でも、今高裁でどうやら当局の方が不利なような判決が出ており

ますけれども、一旦遊興という概念を、例えば今後拡大解釈したり曖昧なままで置いておくと、事業者にとっては大変大きなリスクはらみながらの営業をせざるを得ないということになりますので、やっぱり分かりやすさというのは双方にとって大事なんだと思います。

そこで、提言でありますが、遊興の定義について改めて皆さんの中にしっかりと研究会などを設置して、各界の関係者の意見をよくお聞きになりながら、具体的な内容について限定的に解釈する方向でより明確化をし、ガイドラインを作ったいただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山谷えり子君) これまでも、風営適正化法の施行に当たっては、関係事業者や関係団体から相談、要望等があった際には、その内容を丁寧に伺いまして誠実に対応してきたところと承知をしております。

今後、研究会等の形式を取るかどうかはともかくといたしまして、事業者を始め広く関係者の御意見を伺った上で、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を解釈運用基準の中に具体的に明記していくよう警察を指導してまいりたいと考えております。

新たな制度の内容を事業者等への的確に御理解いただくための広報や相談対応の取組についても併せて検討するように指導してまいりたいと思います。分かりやすさというのは本当に大切なことだと考えております。

○尾立源幸君 じゃ、その方向でまずよろしくお願いしたいと思いますが、さらに、その次の問題として、警察庁の方でこのガイドラインを作っていたのだとして、今度、これを各都道府県警にいろいろと通達等でお流しをいただいて運用を実際にしてもらおうわけなんですけれども、銃刀法のとくもございまして、やっぱり通達を幾ら出したからといってそれがそのまましっかり守られるというわけにはいかない部分も多くて、いつの間にかローカルルールがで上がる、そうい

う心配も非常にしております。ですので、事業者のための相談窓口などをしっかり例えば警察庁の方に設けていただくなどして、ダイレクトに国民の意見を聞けるようにしていただきたいんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(山谷えり子君) 遊興の解釈につきまして、従来から、警察庁から都道府県警察に伝達するとともに、警察庁のウェブサイトで公表するなどしてきたところでございます。

御指摘踏まえまして、事業者からの相談への対応、そしてウェブサイトにへ更に分かりやすい説明資料の掲示等についても検討を行っていくように警察を指導してまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 是非よろしくお願いしたいと思

それともう一点。この特定遊興飲食店営業を行うに当たっては、条例で営業可能な地域が限定されたり、さらに条例で営業時間を制限することが可能になる仕組みになっております。条例ですらで、警察庁の方が直接あだだ言うことはもちろんできないわけなんですけれども、既にこれも会長からもございまして、真面目に地域で営業している皆さんが突然営業ができなくなるようなことがないように、政府としてもしっかりとサポートをしていただきたいと思

そこで、改めて、これも私の提言なんですけれども、やっぱり各界関係者のメンバーをしっかりと研究会などでお集まりをいただいて、条例を制定する際のポイントやモデル条例案などを取りまとめたいただきたい、法をより的確に運用をしていただきたいと思うんですが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(山谷えり子君) この度の改正法案では、特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域や風俗環境保全協議会の設置地域、当該営業の営業制限時間等について都道府県の条例で定めることとしております。

この改正法案が成立した場合には、改正の趣旨や内容が都道府県警察の第一線にまで十分に浸透して、都道府県の実情を踏まえてつつ条例案の作成

が適切に行われることとなりますように警察を指導してまいりたいと思

○尾立源幸君 是非地域で様々な文化として醸成されてきているこういうものを大事にしたい。きたというのを改めてお願いして、まず風営法の方についての質問はこれで終わらせていただきたいと思

時間が余りましたので、銃刀法その他に移らせていただきたいと思います。大臣ともやり取りをさせていただく中で、様々な法改正や通達、規則の改正が銃刀法に関して行われて、とりわけ三月からは新しい書式だとか申請の審査の仕方などが各都道府県警で実施をされておりますし、また四月からは、例の点数で技能を測るという技能講習ですか、あれも点数よりも安全を重視したて、先々週かな、先週だったかな、私もある射撃場をお訪ねして、新しい技能講習の在り方をこの目で見てまいりました。

確かにこれまでとにかく当たることだけを、だけと言っちゃいけません、安全プラス点数ということだったのが、点数の方はそんなに重視されずに、安全の方をより重視したものに変わってきているということを実感いたしました。ただ、やはりこれもいろいろローカルルールというか、試験場の程度によっていろいろ幾つか問題があつて、一つは、教官というか指導員の方、こういう方がやっぱり全国である程度質が確保されていると、ある人はもう極端に、何というんですかね、もう安全の部分の省いて技能ばかりやるのか、その逆であったり、いろんな地域によって差があるようなんです。

そういう意味で、この指導教官だとか指導員の質をどのように担保するのかというの、受講者側からすると非常に大事なポイントでござい。す。そういう意味で、どのようにこの指導員の質を確保されているのか。専ら、これはどうなんですか、都道府県警のお仕事になるんでしょうか。その辺も含めて、どうやって質を高めているのか

を改めてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(山谷えり子君) 技能講習は、猟銃による事故の防止を図るため、猟銃の操作及び射撃の技能に関して講習を行うものです。この技能講習に従事する者は、猟銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準に適合するものとして、都道府県公安委員会が指定した射撃指導員の中から技能講習を実施する教習射撃場を選任して

おります。こうして射撃指導員については、知識、技能を維持するための日頃の研さんが不可欠であります。都道府県公安委員会による指定後の指導監督が不十分な場合には、時間の経過とともに射撃指導員としての適格性というのが失われるということも懸念されるところでございます。そのために、都道府県警察においては、実情に応じて射撃指導員による射撃指導や各種講習会での講義の実績を報告させたり、技能講習において射撃指導員が作成した技能講習記録表等を確認するなどによりまして射撃指導員に対する指導監督を行っていると承知しております。

いずれにしましても、射撃指導員を適切に指定するとともに、研修会等を通じた射撃指導員の知識、技能の維持向上を図るように警察を指導してまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 今お聞きしておりますと、特段の資格というよりも、射撃場からの推薦でこの射撃指導員の任に就くという立付けになっているというところでよろしいですか。局長の方がいいのかな。

○政府参考人(辻義之君) 射撃指導員につきましては一定の要件が定まっております、それに合致する方につきまして指定をするという制度になつてるところでござい

○尾立源幸君 そうすると、形式要件になつてくるところでございまして、警察の方から、こちらから積極的にその方を改めて指導をするということはないということなんですね。事後的にチェックをするという仕組みなんですね。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど大臣からも答弁

がありましたが、都道府県警察におきましては、実情に応じまして射撃指導員による射撃指導や講習会での講義の実績を報告させました。技能講習において射撃指導員が作成した技能講習記録表等を確認することによりまして射撃指導員に対する指導監督を行っているところでございます。

○尾立源幸君 その枕言葉で、実情に際してというのが非常に怪しい言葉でございまして、やっているのかやっていないのか分からないという意味なんです。

ですので、そこはもう少しクリアにしっかりと、その射撃指導員、この方たちは本当に大事な方だと思います。私も、やっぱり現場で見ていて、受講者の中にはちょっとおぼつかないという方もいらっしゃるのも事実ですので、そういう意味で、やはり今までは今までのとして、より良くなるという意味で、是非、少し積極的に都道府県警察の方からその射撃指導員の質を高めるための取組を一つ前進をさせていただきたい、そのお願いでございますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) これも先ほど大臣から答弁ございましたけれども、射撃指導員でございますが、まず適切に指定するというのが重要だと思っておりますが、さらに、指定した後も、研修会等を通じた射撃指導員の知識、技能の維持向上、こういったことにつきまして今後また検討してまいりたいというふうに思います。

○尾立源幸君 指導員の知識、技能を何とかとおっしゃいましたけれども、人格も大事なんですよ。そういう人柄についても含めて是非よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点。今回の改正でも、かかりつけ医であれば診断書を受理していただけたということになりました。ただ、各都道府県警察のホームページ見ておきますと、まだその辺の改正が反映されていないところもありまして、これまでの指定保健精神科医でしたかね、その方というような記載のみのところもありますので、この辺につ

いてもまず徹底をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 今回の改正の趣旨につきましては、先ほど先生から通達とかのお話ございましたけれども、いろんな方法で一線の方にも周知できるようにしておりますけれども、さらに、そういった趣旨が十分浸透していかないというようなことがもしあったといたしますといけませんので、十分に浸透するように努めてまいりたいというふうに思います。

○尾立源幸君 よろしくお願ひします。

総体的には、本当に今回の改正については、国民の立場に立つて、また警察の担当者も含めて喜んでおられます。やはり、余分などうか、必要以上の事務負担があったのを軽減できたということ、これ双方にとって非常に本当にいい改正をしていただいたと思っておりますが、ただ、まだ趣旨に合わないようなこともされておることを聞いております。

一つは、聞き取り調査の件です。これも都道府県警によって多少やり方が違うんですが、こちらが指定をした二名から三名の方に聞き取り調査を行うということの原則にしておるんですけれども、相変わらず近隣の方々に堂々と聞き回っているというような都道府県警もあるやに聞いております。

現状、どのように大臣、把握されて、今後どのように対応されるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山谷えり子君) 過去には、長期間にわたりトラブルがあった隣人を猟銃で射殺するなどの事件が発生していることから、不適格者を的確に排除するため、猟銃等の所持許可の申請等があった場合には、近隣に居住されている方などから聞き取り調査を実施しているところであります。

調査に際しては、申請者から調査先として適当な方、三、四名指名させた上で、これらの者の中から調査の目的を達成するために必要最小限の対

象を選定して調査するよう、その方法を改めたところでございます。

ただ、個別具体的場合において、事前に申請者が調査先として指名した方が狩猟仲間のみであった場合には、調査先を追加する必要があるという場合もあって、事前に申請者が指名した方以外の方に調査を行うということもあり得るということでございます。

各都道府県警察における個別具体的調査状況について網羅的な把握はしておりませんが、いづれにせよ、警察の対応が十全なものとなるように指導を行ってまいりたいと思ひます。

○尾立源幸君 三、四名と今おっしゃいました。二、三名なのか三、四名なのか、ちょっと分かりませんが、取りあえずこちらから指定させていただと。で、今おっしゃったように、関係者だけだったらちょっと十分じゃないということで、追加で聞き取りをやるといことなで、そのとき、じゃ、例えば猟仲間だけじゃない人もうちよつと追加で教えてもらえませんかというようなワンクッションあった方がいんじゃないんですか、いきなり隣人とかに、また会社なんか電話掛けたりするんじゃないかと。

その辺り、大臣、どう思われます。そこをもうちょっと丁寧をやっていた方が改正の趣旨に合ってくるんじゃないかと思ひますが、局長かな。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。調査のため必要な範囲の者が指名されていない場合には、申請者に対して追加で調査先として適当な者を追加するように依頼をするといったようなこともしております。

○尾立源幸君 じゃ、是非まず依頼をしていただいて、その次に本当にそれでも必要な場合というの、飛び込みといいますが、当局の判断でやってもうぐらひにしていたかと思ひます。

それともう一つ。今回非常に簡素化されたわけなんですけど、ただ、お待たせの時間がまだどうも長いようなところが多々見受けられています。

それはどういふことかという、新規の銃の取得申請、また、先ほど申し上げました、技能講習の申込みをしても、いわゆる標準処理期間三十五日等々の、なかなかこれ守られなくて、長いものではやはりまだ一年、半年というものの私のところに、耳に届いております。

この現状について、改めて大臣、やはり改正の趣旨を生かしていただいて、スムーズにやるべきことはやる、そして駄目なのは駄目、こういうふうに行うにやっていたかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山谷えり子君) まず、新規の銃の取得申請に関してでございますけれども、平成二十四年に、各都道府県警察において新規に猟銃の所持許可をした申請について、猟銃等講習会の受講から実際に所持許可証を交付するまでの期間を警察庁において調査しましたところ、約三か月程度の県もあれば一年以上を要しているという県もあるという結果を把握しました。しかし、個別の申請によつて状況が異なりまして、欠格事由該当性の確認に著しく期間を要するというものや申請者側の都合もあると思料されることから、これを単純に比較することはなかなか難しいところでございます。

もつとも、欠格事由を適切に判断しつつも、可能な限り速やかに所持許可の手続を進めるといことは当然重要なことでございまして、今後とも、申請者の負担軽減に配慮しつつ、適切な処理が行われるように努めてまいりたいと思ひます。

技能講習についてでございますけれども、この技能講習は、猟銃による事故の防止を図るため、猟銃の操作及び射撃の技能に関して講習を行うものでありまして、原則として、猟銃の所持許可を受けている者が更新等を行うに当たってはその修了を義務付けております。

各都道府県における技能講習の申請から実施に至るまでの期間について具体的に把握はしておりませんが、受講者の負担軽減のため、できる限り多くの県の射撃場で受講できるよう都道府県警察

に対して指示をしているほか、技能講習等の休日の開催、また受講申請の郵送受付等の措置を昨年度から全国展開をしております。

技能講習、基本的には次の更新の機会までに受講していただければ十分であるために、計画的に申込みをしていただければ技能講習の受講について特段の支障は生じないものと考えておりますが、申請者の負担軽減に配慮しつつ、制度の適切な運用が図られるよう警察を指導してまいりたいと考えます。

○尾立源幸君 ありがとうございます。是非しっかり、期間の問題についても引き続きまた機会があれば取り上げさせていただきたいと思っております。よろしくお祈りしたいと思います。

最後に、ちょっと分野は異なるんですけども、せっかく内閣委員会、質問立たせていただいておりますので、この前のネパールで発生した地震がありました。この際のレスキュードッグの件について少しお話を伺いたいと思います。

非常に、世界各国から、ああいっただ地震や大災害が起こったときに、レスキュードッグを含め、レスキュー隊ですね、全体で来られるわけなんですけれども、今回、日本の場合は七十名のレスキューチームが駆け付けたというふうに聞いております。この七十人のうち、レスキュードッグ関連では、ハンドラーという扱う人が五人、犬四頭ということで参加されたという聞いておりますけれども、残念ながら御遺体でしか発見できなかったということなんですけれども、一体を収容、発見したということでございます。

一方、私の知り合いのNPOでレスキュードッグを専門にやっているとあるんですけども、この方たちも、自前の費用で、政府のように直行便がありませんので、乗り継いで十八時間ぐらい掛けて現地に入りました。この場合、四名の方と二頭の犬を連れていったんですけれども、結果的に五名の方の御遺体を収容することができたということでございます。

私は何が言いたいかというと、七十名というこ

とで政府の方ではレスキューチームをつくっていらつして、常に連携を取りながらやるためにもこの七十名のきつとした隊員が必要なんだというふうなお話を聞いておるんですけれども、私はやっぱり、こういうときこそ官民協力をして、本当にできるだけ生存者を一刻も早く救出をし、残念ながらそうでない場合は御遺体もしっかり発見をするということが大事だと思っております。今お聞きしますとこの官民連携ができていない状況ですので、是非、官民連携ができて実効性のある、日本全体としてですね、日本国だけじゃなくて、政府だけじゃなくて、日本全体としてお役に立てるように私はすべきだと思っております。

そういう意味で、どのぐらいこの官民連携というものが進んでいるのか、また進めようとしているのか、進める気がないのか、その点について外務省と警察庁にお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(中根一幸君) 国際緊急援助隊救助チームは、先生お話がありました四月二十五日に発生しましたあのネパールの大地震、その翌日に本邦を立ちまして、二十八日から五月の六日までカトマンズ市内及び郊外、この近郊を捜索、救助を行いました。

チームは、先ほどお話があったように七十名ということで、救助犬ハンドラー五名を含めまして、及び救助犬四頭の標準編成となっております。結果というか、その中で私たちの、ハンドラーとともに救助犬も頑張りました、女性の御遺体の発見、収容に貢献したわけでありまして。

先ほどお話にあったこの官民の連携というお話でございますが、今、救助チームというのは七十名というお話でございますが、団長、副団長四名ということになっております。そして、医療班、通信班、構造評価専門家二名、救助隊員、先ほど言ったハンドラー、そしてロジ班、計七十名及び救助犬四頭ということになっているわけでございます。これは国連のガイドラインに沿ったものでありまして、本年三月、国連捜索救助諮問グルー

プ、これはINSARAGと言うんですが、の外評価をこの編成で受検し、最高評価であるヘビーを獲得いたしております。

救助犬チームは全体で動いて初めて効果を発揮するものでありまして、日本とは異なる海外の被災現場においてチームの一体性は一層重要であります。一体性を確保するためにハンドラー及び救助犬はほかのチームメンバーとともに日頃の訓練を行っており、警視庁から十分な参加、協力を得ている現状において、効率的、効果的な支援実施の観点から現行の編成が最善と考えております。民間の救助犬を国際緊急援助隊に活用するという考えは今のところございません。

なお、一部の我が国NGOは救助犬を用いて海外での災害救援を実施しております。政府がODAを通じてこれらの活動に対する支援を行った例はございます。今後、このようなNGOとの連携は継続していきたいと思っております。

○国務大臣(山谷えり子君) 今、中根政務官もお答えになりましたけれども、警察といたしましては外務省に協力する立場でございます。一部の我が国NGOは救助犬を用いて海外での災害救援を実施しております。政府がODAを通じてこれらの活動に対する支援を行った例もござい

ます。今後、このようなNGOとの連携は継続をしていきたいというふうに考えております。

○尾立源幸君 いや、ODAを通じた云々じゃなくて、緊急にこういう災害が起こったときに、NPOやNGO、まあNGOなんですけれども、が現地で官のチームと協力し合うような工夫ができないのかということをお聞いているんです。外務省と警察、考えないのかということをお聞いているんです。

○委員長(大島九州男君) 中根外務大臣政務官、簡潔に一言で。

○大臣政務官(中根一幸君) はい。警視庁から十分な参加、協力を得ている現状でございます。先ほどのお話しさせていただき

ましたが、現状では、この今の状態の中で国際緊急援助隊に民間の救助犬を活用する考えはございません。

○尾立源幸君 わざわざ私、控えめに、NPOの方が五名の方をしつかり収容したということをお聞いているんです。もつと皆さんの力や、犬の力も借りて、日本全体として高めていったらどうですかという提言をしているんです。前向きに答えてください。

○大臣政務官(中根一幸君) 先生のおっしゃる御意見もしつかりと拝聴させていただきながら、今までのこのような体制で、先ほどお話ししましたが、INSARAGの方でも外部評価も最高評価を得ているということもござい

ます。国際緊急援助隊に民間の救助犬を活用するという考えは今のところございません。

○尾立源幸君 いや、政治家として聞いているんですよ。我々ならば、それはやっぱり協力し合った方がより効果的な救援や救出ができるんじゃないかなと思う。それ、当たり前じゃないですか。少し前向きに答えてください。

○大臣政務官(中根一幸君) ですから、先生の御意見も御拝聴させていただきながら、今のところはそういうような状況でございますとお話ししました。

○尾立源幸君 時間が来ておりますのでこれで終わりますけれども、これも議事録に残りますので、しつかり政治家として、省内でもう一度検討して、頑張ってください。決意だけ、最後に。

○大臣政務官(中根一幸君) 先生の御意見も御拝聴させていただきましたので、しつかりと頑張ります。

すと、とにかく改正前はいわゆる一号、二号、三号、四号というのが全部風俗営業ということになる。警察への届出等の規制対象だった。それを、今回の様々な規制改革の議論等も踏まえて、四号は風俗法の規制対象から外れたけれども、三号ですか、従来のナイトクラブとかいうものについて、いわゆる照明とか深夜営業というものの、またお酒の提供によって特定遊興飲食店営業というものをつくったと、こういうことなんです。結局それで、特にこの特定遊興飲食店営業、これは基本的には特定であれば規制の対象になるわけですよ。

ですから、何が実際変わるのかちょっとよく分からないので、イメージとして、特にこの三号営業ですか、従来の、改正前の三号営業が、今後、実際の運用面でこの特定遊興飲食店営業、ほとんどがそれに移行するのか、それともいわゆる特定にならない飲食店営業になるのかという、そこら辺の運用面ってどんなイメージをされていますか。お伺いいたします。

○政府参考人(辻義之君) 具体的に、今三号営業の許可を取っていらっしゃる方々がどういう形態に移行されるかということは、確たることは分かりませんが、私もお話を伺っている方々の中では特定遊興飲食店営業の許可を取ろうかというふうにご検討されている方が多いように、これは私の感じでございますけれども、感じているところでございます。

○若松謙維君 分かりました。ということで、やはり特定になる比率が多いんじゃないかという今の局長の話であります。

その上で、先ほどもその遊興の定義ですが、概念ということ、あと具体例というのが出ましたが、例えば生バンドの演奏等を客に聴かせる行為、これは、何ですか、聴いていらっしゃる方々に対する呼びかけということなんです。例えば、いずれにしても十二時前は特に規制の対象にならないということでありますので、よく海外に行きますと、ホテルで夜一時、二時ぐらいまでビ

アノ弾きが弾きながら、私たち時差を取るために、そういう場合に、例えばバーで、ホテルでいわゆるピアノを弾いていると。そういったものがもし日本で行われているとすれば、これは特定に当たりますか、当たらないですか。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。現行法におきまして、深夜において飲食店営業を営む者は、次に掲げる事項を遵守しなきやならぬということで、深夜において客に遊興をさせないこととなっております。

現行法におきましても遊興をさせないとなっております。お答え申し上げます。先ほど来私が答弁させていただきましては、先ほど来私が解釈運用基準としても示させていただいているところでございます。

ただいま先生からございましたような深夜の時間帯におきまして、そして今回の場合は更に酒類を提供するものというに限定いたしておりますけれども、ここで先ほど私が申しました遊興を提供するということになりまして、特定遊興飲食店営業ということに該当してことになるわけでございます。

○若松謙維君 そうすると、もう一度繰り返しますが、改正前の三号営業、今回の特定遊興ですが、特に先ほど、お酒が出ると、十二時以降ということであるというところなんです。結局何が変わるんですかね。何か頭がまだ混乱しております。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。今回の改正でございますけれども、三号営業につきましても、これは、風俗営業、これまでは客にダンスをさせて飲食をさせるといふものは風俗営業の中に分類されておりましたけれども、今回の分類はなくなるわけでございます。

ただ、客にダンスをさせるといふ行為が、先ほど申しました深夜において客に遊興をさせないこと、深夜に営業する場合はですね、これに該当してまいります。そこで、深夜において客に遊興をさせるといふことの二点を考えましたときに、

それを問題がないような形で認めていくということでございます。その際には、遊興をさせてもいいけれども、それは一定の事前の審査を受けて、事前の構造、設備等を整えられた方にのみこれを認めるという仕組みにしたいところでございます。

○若松謙維君 もう一度確認しますが、例えば日本ホテルの中でラウンジでピアノを十二時過ぎに弾いている、お酒を提供したと、そうすると、今の趣旨からするとそれだけでは特に遊興に当たらないと私は理解したんですけれども、どうですか。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど来私が御説明させていただきましては、深夜において客に遊興をさせないことということで言っております。遊興について説明させていただいたものでございます。で、深夜において飲食店営業を営む者が深夜において客に遊興をさせるといふことは、現行におきましてもこれは認められていないところでございます。

○若松謙維君 ということは、大丈夫だということですね。じゃないの。

○政府参考人(辻義之君) 遊興をさせてはいけないということになっておりますので、十二時過ぎに飲食店営業を営む方が深夜時間帯において、先ほど申しました遊興、演奏というものは当たるといふ解釈でございます。それは認められていない、駄目であるということでございます。

○若松謙維君 私個人的には、何かちょっとやっぱり規制したいなという警察の皆さんのDNAがかなり強く働いているのかなと思います。そこは引き続き質問しますが、いろんな方の意見を聞いて定義、概念を明確にさせていただきたいということで、次の質問に移りたいと思います。

そこで、じゃ、例えば、これはたしか出なかったですね、食事付き盆踊り体験プログラム。私、どういうのからちょっと分からないんですけれども、一応そういう言葉が出て、これは現行では

三号営業の範囲外ですか、ということなんですけど、これは今後どういうふうになるのか、ちょっと整理して説明していただけますか。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。

特定遊興飲食店営業は、深夜に酒を飲む客に対して、慰安や娯楽のためのサービスの利用を積極的に働きかけ、遊び興じさせる営業でございます。このような営業は、遊興に伴う騒音や店舗外での酔客の迷惑行為を始めとする風俗上の問題を生じさせるおそれが高いことから、深夜、遊興、飲酒という三要素の全てを満たす営業について所要の規制を今回設けると、遊興を認めるということの代わりに所要の規制を設けるということでございます。

ただいまお尋ねがあったものでございますけれども、それが具体的にちよつとどういう形態のものかということで、具体的な状況に応じて当たる当たらないを判断いたしますが、一般論として申し上げますと、弾き語りのライブ、バレエ、音楽等の鑑賞は、実演者、演目、曲名等を紹介することともに、客の反応に応じつつ演奏を実演することが通常であるということで該当してまいります。

お尋ねがございました食事付き盆踊り体験プログラムというものがちよつとどういうものかあれでございますけれども、これが、店が、もう積極的に営業者が関与、働きかけるといふような形態のものということで具体的なケースで当たってくるのであれば、何か当たれば当たるといふようなことになってしまつて申し訳ございませんけれども、そういうことになってくるわけでございます。

○若松謙維君 いずれにしても、その三要件というところが大事になるということでありますので、またその定義、解釈等の明確な設定というものをお願いしたいということです。

そうすると、先ほど尾立議員からいろんな事例を挙げいただきましたので私の事例がだんだん少なくなつてきたんですが、例えばワールドカップの時期とか、居酒屋やスポーツバーですか、で

飲みながら、大変大型のスクリーンでサッカー観戦で盛り上がる、こういう場合はどうでしょうか。それはクラブとどう違うのか。

○政府参考人(辻義之君) これまた一般論でございますけれども、大型スクリーン等でスポーツの映像を流すのみでありまして、これ営業側がそれを客の方を殊更にありながら営業するようなそういう営業形態、つまり営業側側の積極的な働きかけをしながら営業をするというようなものではない場合は、先ほど申しました、要するにテレビが置いてあってそれを見ているということと同じでございますので、そのような場合にはこの特定遊興飲食店営業には当たらないというふうに理解しているところでございます。

○若松謙維君 ふうんという感じがですね。分かりました。

次の質問に移ります。
なかなかはっきり言って難しいんです、今議論しているのがですね。それで、じゃ、例えば現行風営法二条一項、これは風俗営業を定義しております、一号では、キャバレーその他設備を設けて客にダンスさせ、かつ客の接待をして客に飲食させる営業、二号は接待、料理等ですね。この二号に言う遊興というのはいわゆる風俗秩序維持の観点から規定されていると思っております、ということで実は警察の方にレクを受けたんですが、それだけではないと、そういうちょっと説明をされました。

ですから、この風営法全体の規制趣旨ということであれば別なんだろうが、二号の遊興というのはそういうことではないかと、私はいわゆる風営法的な風俗秩序維持ということが強いんじゃないかというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 二号営業でございますけれども、現在の風俗営業の二号営業でございますが、これにつきましては、当該営業の定義が客の接待をして客に遊興をさせる営業ということになっておりますことから、この同号の遊興という

ものは、これ接待をして遊興をさせる。つまり、接待の定義は歓楽的雰囲気を出す方法により客をもてなすことということになっておりまして、この接待を踏まえた遊興ということでございますので、結果的に主として男女間における享樂的な雰囲気を楽しむことということの意味するところとなるわけでございます。

これに對しまして、現行の風営適正化法第三十二條の、先ほど申しました深夜において飲食店営業を営む者に対する義務でございますけれども、こちらの方は接待による遊興ということではございませんので、先ほど申し上げましたとおり、営業側側の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為をさせているということでございます。遊興の概念につきましてもこのような解釈を解釈運用基準で示し、ウェブサイトで公表させていただいているところでございます。

○若松謙維君 そこで、今、風営法三十二條で禁止されている遊興ということなんですが、一方、施行規則七十四條一項六号でいわゆる騒音、振動、これを挙げておりますが、これ何か矛盾しているんじゃないかと思いますが、特に六号が風俗秩序維持の観点から設けられた基準ですので、歌とか演奏を聴かせる行為は現行風営法の深夜遊興禁止の対象に含まれるべきではなくて、遊興は性風俗を乱すおそれのある行為を指すべきものであると考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど申し上げましたとおり、二号営業におきましては、当該営業の定義が客の接待をして客に遊興させる営業ということでございますので、そこでいう遊興というものの接待を踏まえたものでございますので、結果的に主として男女間における享樂的雰囲気を楽しむことを意味することとなっております。

三十二條の方の遊興でございますけれども、これは接待を踏まえたものではございませんので、営業側側の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為というものを指しております。つまり、そういうことによりまして、結局、お酒を飲

んでいる人、これ、深夜帯の規範性が緩んでいる時間帯でもございます。そういうところで、店の方がお客さんに積極的に働きかけるということがありますと、そこで、ややもすると、歓楽的な雰囲気が過度になる、あるいは酔客の方の音が外に漏れたり、外で酔客による迷惑行為というのが出てくるというようなことがございまして、それで遊興を現在させないということになっていて、このところでございます。

○若松謙維君 本当に何かまだ私、クリアになっていないんですけれども。

いずれにしても、遊興の概念、これをどうはつきりさせるかなんですけれども、刑罰法規というんですか、御存じのように、犯罪とそれに対する刑罰ですか、これをあらかじめ法律で定める、いわゆる罪刑法定主義というんですか、これがあつて初めて人を罰することができるということであるので、この罪刑法定主義は人権保障原理というところでもありますし、また、犯罪と刑罰を定める立法府に対して明確かつ適正な立法を要請しているという、こういう法の立て付けになっていると思ひます。

そこで、この刑罰法規が、通常の判断能力を有する一般人であれば何が禁止されているかということが判断できることが大変大事になるわけでありまして。その一般の人たちが判断できることが必要ということがいわゆる最高裁判決でも出ております。

今言った議論を、一般の方々には遊興について判断できるのかどうかというのは、私がまだ判断できていないので、この遊興の概念はやっぱり明確ではないので、かつ罰則が今回入ったわけでありまして、どうもこの最高裁の言う罪刑法定主義ですか、にどうしても警察の今回の法改正は何かちよつとおかしい方向ではないかなと、どうしてもそういう危惧が、危惧というか疑問が起きていますので、どうですか。

○政府参考人(辻義之君) 先ほどのこの遊興でございますけれども、五十九年に風営法の改正がござ

いましたときに、それまで深夜に飲食店というのはできなかったものが深夜帯に認められることになったんですが、ただ、先ほど申しましたようないろいろな弊害、問題ということの関係で遊興はさせないことという規定が入ったところでございます。

その際にも遊興というものはこういう考えでございますというところを説明させていただき、また、その内容を解釈運用基準という形で当時から示させていただいておるところでございます。私どもとしては明確化を圖つたというふうに考えておりますけれども、ただいまの御指摘も踏まえておりますけれども、ただいまの御指摘も踏まえて、更なる明確化ということにこの改正法成立いたしました場合には努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○若松謙維君 この遊興の概念、これからも検討するということですが、いずれにしても、この遊興営業店、それがほかの酒類提供店と比べて何か重く規制されるという理由というんですか、それがはつきりしなければ先ほどの刑罰法規の明確性とか適正内容の原則に反すると思ひますので、是非この解釈運用基準におきましては遊興の範囲の明確化をしっかりと議論していただいて、そのためには是非とも研究者、法律実務家等の様々な意見を取り入れていただきたいと思ひますが、最後にそれを尋ねて質問を終わります。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。この遊興の概念でございますけれども、更なる明確化ということでございます。法律が成立いたしました場合には、事業者を始め広く関係者の御意見を伺つた上で、解釈運用基準の中にこの営業に該当する営業形態を具体的に明記してまいりたいというふうに考えております。

○若松謙維君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。私も、警察庁の方からレクチャーを受けてもなかなかよく分からない、概念がですね。遊興しかり、それから風俗しかりなんですが、まず、風俗とは何か、お答えください。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。
本法に言う風俗とは、いわゆる飲む、打つ、買うという言葉に代表されております人間の欲望についての生活関係を意味していると理解をいたしております。

○山下芳生君 それは非常に狭い解釈なんですよね。例えば学説では、元来、風俗とは風習の具現である、換言すれば人間生活の全分野にわたって存在する風習を外面的に見たものであるとか、別の学説では、風俗とは社会において長年行われている生活上の風習であり、人の行動を規制する規範の意味を持っていると。今言ったような飲む、打つ、買うなどというのは極めて狭い、限定的な使用法と言わざるを得ません。

そこで、そもそも風俗営業法の成り立ち、仕組み見たら、私も、風俗とは何かと書いていないんですよ。書いていなくて、こういうものが風俗営業に当たるということで、いろいろ規制せぬとあかんと。勝手にこれは善良なる市民の風俗を乱すおそれがある、これもそうかもしれない、これもそうかもしれないと勝手にその業種を指定して、これが風俗営業に当たるといふに決めているので、そのやり方自体が私はお上の方々の者を取り締まる思想、統治者が、支配者が大衆を統治する発想、こんなふうな思えてなりません。世の中はかくあるべし、風俗かくあるべしというのを上から決め付けて、これは当てはまるからもう規制するんだというその発想そのものを、これはもう時代遅れだと私はつくづく思いました。その中で、今回、ダンスを外したと、当たり前です。何でダンスが外されたのか述べてください。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。
現行の風営適正化法は、客にダンスをさせる営業を風俗営業として規制し、原則として深夜においてこれを営んではならないこととするともに、風俗営業以外の飲食店営業にあつても、深夜に客に遊興をさせてはならないこととしたしております。

しかし、近年、国民の生活様式の多様化が進み、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まっていることや、ダンスに対する国民の意識が変化してきたことなどを踏まえ、政府の規制改革会議における検討の結果、ダンスに係る風営法規制の見直しなどが盛り込まれた規制改革実施計画が昨年六月に閣議決定されたところでございます。

これを受けまして、警察庁におきましては、外部の有識者から成る研究会から規制の見直しに関する提言を受けつつ、超党派のダンス文化推進議員連盟の議論も踏まえて、風営適正化法の改正について検討を行ってきたところでございます。

こうした経緯を経まして、ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、特定遊興飲食店営業の制度を新設し、深夜に客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を許可制の下で認めることを内容とする改正案をここに提出させていただいているところでございます。

○山下芳生君 経過の説明がありました。今日は、規制改革会議でどんな議論があったのか、そこでダンスを外す必要があるという議論がどういふふうになされたのか、ちよつと紹介いただけますでしょうか。

○大臣政務官(越智隆雄君) 規制改革会議におきましての風営法改正、ダンスについての議論についての御質問をいただきました。

まず、経緯についてお話し申し上げますが、ダンスに係る風営法規制の見直しにつきましては、規制改革会議の創業・IT等ワーキング・グループにおきまして、一昨年度、平成二十五年度に風営法を所管する警察庁のほか、事業者団体、地元商店街組合等の関係者からヒアリングを行ったものでございまして、平成二十五年十一月から二十六年一月に行いました。これは、実はその直前の規制改革ホットラインに寄せられました意見等に基づきましてこういった検討を進めたわけであり

これらのヒアリングを踏まえまして、委員の間で議論が行われまして、平成二十六年五月の規制改革会議におきまして、ダンスという切り口での規制は見直すべきとの意見を公表したわけでございます。この意見書では、近年、社交ダンス以外にも様々なダンスが国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的、経済的な重要性が増している。そしてまた、二〇二〇年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある町づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、以下のような方向で風営法の早急な見直しが必要である等々の意見がございました。

その後、同年六月にダンスをさせる営業について風俗営業から除外するなど、その規制の在り方について検討を行うこととした規制改革会議の答申を踏まえて、規制改革実施計画が六月二十四日に閣議決定されたものでございます。

以上でございます。

それから、大阪のクラブが摘発されたことによって、いろんな文化人もダンス文化を守ろうという大きな運動が起こった。その中で、ダンスは規制されるべきじゃないということが明らかにしたことと、もう一つ、クラブという場所の持つ意義というものも随分社会的に認知されるようになったのではないかと思います。

私も、行ったことないので、この質疑に先立ちまして先週末、京都の老舗クラブM、それから一番大きなクラブW、行ってまいりました。

そこで、老舗のクラブMの経営者の方はこう言っておられました。若者が純粋に音楽が好きで好きでたまらない、そういう人たちが、同じ趣味を持つ人たちがやってきて、共に楽しい時間を過ごすのがこのクラブMだとおっしゃっていましたね。それが、毎日の勉強あるいは仕事の疲れを、ここで仲間と出会うことによって、その時間を過ごすことによって元気になって、また明日から頑張ろうと、これが私たちの場所なんですと、こうおっしゃっておられました。これ非常に大事な場所なんだと思いました。

○山下芳生君 御丁寧にありがとうございます。もう今のような議論があつて、私もその規制改革会議のヒアリングをちよつと見せていただきましたけれども、例えばこういう意見がありますよ。ダンスは人間の本能、根源的な喜びの表現である、ダンス文化が普及している国々を見てもダンスが青少年の健全な育成を阻害しているとは言えないのではないかと。もう当たり前の話でありますので、そういう議論を通じて今規制改革会議の結論が出、警察庁の今度の法改正の一つの大本になったということなんです。ダンスが風俗を乱すというのはもう時代遅れで根拠がないということでありまして、若者から高齢者まで健全な文化、あるいは交流、あるいはスポーツとしても位置付けられている、息づいているということだと思ひます。

もう一つ、私、このダンス文化を発展させようという先ほど小坂議員からの運動もありました。

それからもう一つ、私がこのクラブの経営者の方に話を聞いて感じたのは、このクラブという場所は単にダンスを踊っている場所ではない。新しい文化が生まれてくる場所、要するに新しい文化を発現させるというか、インキュベーターのような機能を持っているのがクラブだということに感じたわけです。

例えば、この老舗M、オーナーの方が私にこのスマホの動画を見せて聞かせてくれました。ここです。こんなことがやられているか。非常にちっちゃいんですけど、Mさんは。もう数十人入れば満席、満杯ぐらゐなところなんですけれども、そこで二十五周年イベントが昨日ありました。こんなことをやりました。アメリカのギタリストを、物すごいテクニシャンなんですけれども、その美しいメロディーの途中でギョーッとか何か騒音、雑音のようなものが、でもこれが全体としては非常に心地よいものになるんだと。これは、まだメ

ジャーにはなっていない。しかし、それを聴くためにやっぱり数十人集まって、若い人だけじゃなくて五十代、六十代の人も来てそれをずっと楽しんでると、立ちっ放しで。こういうものが生まれる場所なんだと。

決してメジャーではないけれども、実験的にそういう文化を発信して、それが受け入れられれば、それがやがて大きくなっていく。こういうクラブから、例えばプロジェクトシモンマッピングなどという、今、私、大阪ですけど、U.S.J.なんかに行きますと、クリスマスのときにもう本当にたくさんの人を楽しませている、ああいう技術、テクニックもクラブから生まれたということを聞きました。

それからもう一つ、一番大きな京都のWというクラブも、やっぱりここから大きな舞台に出ていく芸術家、アーティストが生まれたというんですよ。例えば、光をどうやって操作して操って盛り上げるか、ここでやってみて大きなイベントを演出するような芸術家になった人も実際にいますというお話でした。音楽というコンテンツを核にして、いかに楽しんでもらう空間と時間をつくるか、その全体が僕たちの文化、カルチャーなんだという発言に、これはなるほど、いたく納得することができました。

そこで、規制改革会議等でもこのクラブ文化について議論されたと思いますが、いかがでしょう。

○大臣政務官(越智隆雄君) クラブ文化について御質問がございました。

まず、個人的には、最近ではクラブは行っておりませんが、学生時代は、まだディスコと呼ばれていた時代でございましたが、よく通わせていただいておりますので、それなりの理解はしているものだというふうに思います。

ダンス文化等々につきまして規制改革会議でどのような議論があったのかということでございますけれども、このダンス文化自体についてどうのこのという議論があったか、私も全ては出ており

ませんので承知しておりますけれども、私個人的には、先ほど申し上げたように、小中学校でダンスの授業が始まったというようなこともございますし、またオリンピックを見据えてということで、意見書に出ているとおりでございます。こういった議論を踏まえて、ダンス文化についての重要性、有用性ということについて議論したというふうに私は承知をしております。

○山下芳生君 平さんにも来ていただいていますけど、先ほどからかなり共感いただいているような感じがします。

地方創生ということが言われていますけれども、やはり地方創生の一つの鍵は文化を発信するということだと思えますが、そういう観点からいって、このクラブ文化、地方創生との関係、お感じの点、伺いたいと思います。

○副大臣(平将明君) 今、山下委員のお話伺ってきて本当に共感するところが多くて、私、クールジャパンも担当しているんですが、サブカルチャーとか創造性、クリエイティブティーのところというのは、ある程度、やっぱり権力の近いところじゃなくて権力から遠いところで生まれるんだと思います。ですから、私は、大の大人が何時まで何をしたいかが、社会的に迷惑が掛からないのであればそれは自由であるべきだと思っていて、お上がどうこう口出しをすることではないと思っております。ですから、そこは基本的に考え方は同じだと思えます。

今回は、私もこれはダンス関連、共産党さんの穀田さんなんかと一緒に、小坂先生と一緒にやってきましたので、その中で、警察的な視点もありましたのでこういうことになりましたけれども、ようやく一歩が踏み出せたと思います。

日本のまずは照明の技術とかダンスフロアの演出の技術は、これは多分世界一だというふうに言われています。一方で、クラブ文化とかDJの社会的地位が低い。ロンドン・オリンピックでは、たしかあればDJがオリンピック仕切っていたと思います。DJの世界の年収はダリーガーをは

るかに上回るんですね。年収十億超える、多い人では年収四十億、五十億というふうに聞いております。また、あるヨーロッパでやったイベントでは、伝説的なDJがパーティーを開いて、そこで日本酒を振る舞ったんですね。それで、そのことによってかなり、いわゆるハイスサティイーの人たちにその日本酒の銘柄が認知されたということもあります。

公序良俗など、あと近所迷惑とか青少年の健全育成とか薬物とかいろいろ問題ありますので、そういうところは配慮しながら、極力自由にするのが、新たな成長の芽であったり創造性を発揮するんだらうなと思っておりますし、地方創生においてもそういう視点は生かしてまいりたいと思っております。

○山下芳生君 非常に重要な御発言を伺うことができたと思っております。

そういうことを、クラブの経営者の皆さん、みんな本当に自覚しているから、誇りに思っているから、クラブ文化に対するもう突然の摘発に対して大変お怒りだし、文化人がみんな反応したんですよ。坂本龍一さんはこう言っておられますね。

クラブはサブカルチャーのハブ、音楽、ダンス、アート、文学、ITなど多くの分野が繋がっている、クラブ文化を取り締まるのは時代錯誤、日本文化破壊と言った過言ではないと、厳しい批判ですよ。

経営者の皆さんも、だからといって、今、平さんからあったように、迷惑掛けちゃならないと思っておりますので、摘発があつて以降、より自主的な努力されています。福岡でも京都でも名古屋でも東京でも大阪でも、経営者の皆さんが集まって情報交換しながら、例えば、まずやれることは、若者に迷惑掛けちゃならぬぜということを啓蒙するために、まずは清掃活動からやってみよう。大体もうやっていますよ、それからもうきれいに

なっています。

それから、IDチェックというのも物すごいやっていますね。私が行ったWの前には、こうい

う赤いリボンのテープで順路があるんですよ。これ何ですか、こんなにお客さん来るんですかと聞いたら、いやいやいや、IDのチェックをするために時間が必要なんですと言つて、一人一人にチェックをして、酔客はもう帰っていたと、それから大きな大きなばんを持っていたら中身を見せたら、そういうボディガード的な若い点検の方も何人もいらつしました。お金も掛かるし場所も取るんだけれども、やっぱりやって、ここがいかかわしい場所ではないんだという自主的な努力をやって、まあ災い転じて福となすといいますが、おかげで若い女性のお客さんが増えたというふうに言っておられました。

何でそんなことをやるかといったら、やっぱりクラブ文化を途絶えさせてはならない、ここは新しいものがやっぱり生まれていくだろうということに自覚と誇りを持っているからそういう自主的な努力をされているんだというふうに思います。

そのことは、私、非常に今回、災い転じてというふうになりつつあるというのはいいことだと思ふんですが、ところが、最後の結論で、何でもこの法律の中にわざわざやって、深夜の遊興も認めようじゃないかとなったのに、特定遊興飲食店営業ですね、こんなものがわざわざつくってきたのかと。これが、もう本当に残念でならない。この中にはダンスも入っているんですよ。

クラブも入っているわけですよ。

そこで、もう一々同じ説明は要りません。この特定遊興の定義でいいますと、深夜お酒を出して遊興をさせるといふこの三点セットがそろっていれば駄目よと。駄目という許可が要りますよということなんです、深夜遊興するだけだったらオーケーと、お酒飲んで遊興するだけだったら午前零時まではオーケー、しかしこの三つがそろったら許可が要るといふのはなぜかということなんです。深夜だけだったら悪いことないでしょう、警察庁。

○政府参考人(辻義之君) 深夜の飲食店でございますけれども、深夜の飲食店につきましては、現

在やはり深夜帯ということで飲食店についての一
定の規制というのはあるところでございます。

○山下芳生君 許可要りますか。

○政府参考人(辻義之君) 許可は必要がございま
せん。

○山下芳生君 ないんですよ。深夜に飲食店を営
むだけだったら許可要らないんですよ。

何で若者が深夜になるかというと、長時間労働
だからですよ。(発言する者あり) いや、私、聞
きましたよ。だって、クラブの皆さん、私行きま
したけど、八時に行つてばらばらですよ。九時ぐ
らいから、若者が二人、三人、五、六人、連れ
立って来るんですよ。何でかという、御飯食べ
る場所じゃないからですよ。まず、七時、八時ぐ
らいまでやっぱり仕事しているんですよ、みんな、
遅くまで。日本は異常な長時間労働の国ですよ。
ヨーロッパはもうアフターファイブは家族のため
というのは当たり前になっているんですよ。ヨー
ロッパだったとしても早く、深夜営業しなくたつ
てクラブ文化は花開いたかもしれない。日本だか
らこんなことになっているんですよ。

それから、御飯食べて、さあ、ほんじゃみんな
で踊りに行こうか、音楽聴きに行こうかといつて
クラブに行くから、やっぱり九時、十時になるん
ですよ。そういうものがある。それは悪じゃない
んですよ、もう仕方なくそうになっている面があ
る。

それから、じゃ、お酒はあかんのかと、お酒は
悪ですか、文化という面もあるんじゃないです
か。それから、遊興だつてそうですよ、これはも
う、何か文化そのものですよ、みんな集まって
楽しむというのは、盛り上がるというのは。
何でそれが三つそろつたら規制されなければな
らないのか、お答えください。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。
特定遊興飲食店営業の制度は、遊興のみに着目
して規制を行うのではなく、深夜に酒類提供を伴
う飲食をさせ、遊興をさせるという三つの要素の
全てを満たす営業に対して、風俗上の問題の防

止、解決のための規制を行おうとするものでござ
います。

深夜という風俗上の規範の逸脱が起りやすい
時間帯に飲酒により自制心が低下していく酔客に
対して営業側が積極的に慰安や娯楽のための
サービスの利用を働きかけて遊興をさせた場合に
は、これらの三つの要素が相まって飲乐的、享樂
的雰囲気や過度なものとなり、酔客が自制心を
失つて違法行為を行うなどの問題が発生すること
というところでございまして、このような経営体
につきましては、現在、深夜における飲食店営業につ
きましては、深夜において客に遊興させないこと
となつておりますけれども、これを認めると。そ
して、その際に、現在させないこととされておる
趣旨を踏まえまして、問題のない形で営業してい
ただけるといふ方について、地域も限定をして、
これを認めていこうということ、今回、許可の
制度を置くこととしたということでございまして。

○山下芳生君 もう余計なお世話だと言わざるを
得ません。お酒も文化だし、遊興だつて文化なん
ですよ。だから、一つ一つは何ら問題ないと。だ
から深夜の遊興を解禁したんでしょう。ところ
が、三つそろつたら何か善良な市民の風俗を乱す
おそれがあると。おそれなんですよ。おそれがあ
るから規制しようというのは、さっきの風俗営業
法のお上思想が全く変わっていない。尻尾くつつ
けたまま、改正したけれども、残っちゃっている
と。むしろダンス以外にもこれ規制が広がるおそ
れがある。これ、本当に余計なことをやっている
と思いますよ。

大体、考えてくださいよ。お酒も飲まずに深夜
踊る人いますか。ちゃんとスポーツでやつたりす
る人もいるでしょうけど、お酒飲んで楽しくなつ
て踊り出すというのが人間の本源的なやつぱり表
現じゃないですか、先ほどの話じゃないけど。そ
れを深夜にお酒飲んで踊つたらあかんなんていう
のは、これは余計なお世話ですよ。文化の芽を摘
みかねないということをお私に言いたいわけです。
もう一つ問題なのは、それに許可を与えるとい

うことなんですよ。そうすると、許可取つたらえ
ややないのという発想かもしれませんが、許可を
取れない現在営業しているお店あるいはクラブが
かなり出てくるんじゃないかということをお心配し
ております。

まず、今度の特定遊興飲食店営業の許可に関
わつて、面積の規制はどうなっていますか。

○政府参考人(辻義之君) 今回、この面積につ
きましては、国家公安委員会規則で、これ成立し
ました後、定めるところになつているところで
ございまして。

○山下芳生君 現在六十六平米以上を恐らく三十
三平米ぐらゐに、半分ぐらゐにするんじゃないか
というふう聞いておりますが、それでも、もつ
とちっちゃいところはクラブの中にあるというん
ですね。でも、ちっちゃいからいい雰囲気だとい
う店もあるわけですよ。狭いところで音楽楽し
むのが好きな人もいるわけですよ。それが残念な
がら、せっかくダンスを解禁しようじゃないかとい
う、文化を守ろうという運動の中で、芽を摘まれ
るようなことがあつては私にはならないと思いま
す。

それから、地域規制というのがありますね。今
日、国交省来ていただいていますけれども、この
法改正に伴う建築基準法の変更について簡単に説
明してください。

○政府参考人(海堀安喜君) お答えいたします。

これまでは、ナイトクラブ、ダンスホールは、
キャバレーと同様に商業地域、準工業地域以外で
の立地は認めておりませんでした。しかし、今
般、ナイトクラブについては、劇場やライブハウ
スと類似するものとして、近隣商業地域などで立
地を許容することとしています。また、ダンス
ホールについては、カラオケボックス、音楽スタ
ジオと類似するものとして、第二種住居地域など
の一部の住居地域を含めて許容することとしてお
ります。

○山下芳生君 随分緩むんですよ。これはいいこ
となんです。

ただ、心配するのは、特定遊興飲食店営業の営
業設置許可地域、これどうなるか。これから政令
でガイドライン決められるんですけど、どう考え
ていますか。

○政府参考人(辻義之君) ただいま委員からござ
いましたとおり、これから政令で基準を定めて、
具体的には条例で定めるということになります。
この政令を定めるに当たりましては、これからの
検討でございしますが、現在、風俗営業につ
きまして、営業延長許容地域ということで、原
則零時までになつております営業時間を一時まで
延長できるという地域がございまして。こういった
地域につきましては、比較的深夜飲食店とかそう
いったものが多いという地域でございまして、こ
ういう基準が定められておまして、今回の
政令の制定に当たりまして、この現在ござい
ます基準、こういったものを参考にしたいという
ふうにと考えているところでございます。

○山下芳生君 今の、現在午前零時までを一時ま
で営業することができる地域を参考にすると。こ
れは深夜遊興も禁止していた時代、それから風俗
営業に対する規制なんですよ。風俗営業じゃない
ですよ、深夜遊興は。深夜遊興は解禁されたんで
すよ。にもかかわらず、特定遊興飲食店営業の営
業所設置許容地域を、一時まで風俗営業を認める
地域を参考にしちゃつたら、これは営業できない
ところが出てくるおそれがあるんですよ。

私、山谷大臣、せっかくちよつと文化を生み出
すような場所にもなっている、若者が健全に、あ
した頑張ろうと思う場所にもなっている、今まで
も近隣の折り合いを付けて自主的な努力もやつ
ている。ところが、今回のこの新たな概念ができ
ることによつて、できなくなつちゃう危険性があ
る店もあるわけです。そういうことを聞きました
た。これはちよつとよく考えて、この政令を定め
るときに考慮いただきたいんですが、いかがです
か。

○委員長(大島九州男君) 山谷国家公安委員会委
員長、簡潔にお願いします。

○国務大臣(山合えり子君) はい。

ダンスは文化でありますし、文化は大切に守りたいと思っております。今回は、規制緩和の流れの中で法改正でございます。運用解釈範囲が明確化されますように、きちんと警察、徹底してまいりたいと思っております。

○山下芳生君 いや、さっきの営業区域の、これから政令で定めるんですけど、それによってこれまで健全に近隣と折り合い付けてやっていったところができなくなるようなことにならないように、政令を定めるときによく考える必要があるんじゃないですかという質問です。

○国務大臣(山合えり子君) 具体的な条例は各都道府県において定めることとなっております。警察では、事業者や地域住民の意向等を十分に踏まえた上で条例案を作成し、その上で都道府県議会において、営業所設置許容地域の在り方について判断していただくということになっております。

○山下芳生君 もう時間ですから、終わります。

○井上義行君 日本を元気にする会の井上義行でございます。

まず、この法案の経緯というか、規制改革会議の答申が平成二十六年六月、そこから四か月余りでこの法案を閣議決定したんですが、その理由というのはどういう理由だったんでしょうか。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(山合えり子君) この度の改正法案、ナイトライフの充実を求める国民の声、ダンスに対する国民の意識の変化、政府の規制改革会議や超党派のダンス文化推進議員連盟における議論等を踏まえて作成されたものです。

この法案の提出に先立ちまして、ダンス文化推進議員連盟では、昨年の通常国会への風営適正化法改正案の提出に向けて議論を進めていたものと承知しています。こうした中で、昨年六月に、規制改革会議の第二次答申が出される日に、当時の国家公安委員会委員長から、臨時国会に内閣から改正法案を提出したい旨の発表がありまして、ダンス文化推進議員連盟がこれを了承したものと承

知しております。これを受けまして、昨年の臨時国会に風営適正化法の改正案を提出し、今国会にも改めて同法案、提出したものでございます。

○井上義行君 風営法の風俗営業の営業時間に係る規制を緩和したんですが、これはどういう理由から緩和をしたんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 現行法では、風俗営業の営業時間は原則として午前零時までとされてお

り、その例外として習俗的行事等の特別な事情のある日は都道府県条例で定めるときまで、その他の日は都道府県条例で指定した繁華街等に限って午前一時まで営業を延長することが認められております。

この度、国民の生活様式の多様化やナイトライフの充実を求める国民の声の高まり等を踏まえ、深夜に客に遊興及び飲食をさせる特定遊興飲食店営業の制度を新設することとしたしておりますけれども、これに伴いまして、風俗営業につきましても午前一時を超えて営業を継続したいとの要望が生じることも考えられます。そこで、都道府県が実情に応じて風俗営業の営業時間の制限をより柔軟に定めることができるよう、都道府県が条例で指定した地域においては当該条例で定めるときまで風俗営業の営業を認めることができることにするものでございます。

○井上義行君 中身が私もちよつとなかなか理解できないところがあって、一つ一つちよつと確認をしたいんですが、風俗営業の特定遊興飲食店営業の面積基準なんですけれども、私もクラブに行ったことがないから分からないんですが、よくVIPルームというのがあるというふうに聞くんですが、例えば一つの基準の面積で、それぞれVIPルームが個室型であった場合に、これは例えば照明とか面積とか、こういう使い方によってそれぞれ基準が出るのか、それともトータルで例えば面積基準とかあるいは照明の明るさとかそういうのが決まってくるんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 面積の基準につきましては、客室の形で一つ仕切られた独立したものがございまして、それについての面積というように形の定め方になるというふうに考えております。

○井上義行君 じゃ、確認ですけれども、例えばこの部屋がその場所だとします。そうすると、ドア開いていますよね、ドア開いているところにそれぞれVIPルームで部屋が開まるような形であったとしても、そこは変わらないということでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 独立して別にもう一つ部屋ということであれば、もう一つの部屋でございまして、そちらにつきまして面積を満たしていただく必要があるということでございます。

○井上義行君 例えば、VIPルームでは、応接的な形で、もう本当にそこで踊るわけでもないんですけれども、飲食するだけなんですけれども、それは、この面積を足されるのか、それともそれは独立して考えるのか、それをちよつと教えてほしいんですが。

○政府参考人(辻義之君) 具体のことはまだ私もちよつとこの法案をしつかり御審議をいただくというところで、最後まであれでございますけれども、別々の独立した部屋ということであれば、それぞれにつきまして面積を考えていくということになろうかと思っております。

○井上義行君 ちよつとまだ頭の中が私も整理ができていないんですけれども。

そして、遊興をさせるための客室の部分の床面積をおおむね五分の一以上ということになったと思うんですが、その根拠というのはどういうことだったんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) ただいまのお尋ねは、照度の測定に関するものかと思えます。

特定遊興飲食店営業に係る照度の測定方法でございますけれども、これはこの改正法案が成立した場合に国家公安委員会規則で定めることとなるわけでございますが、いわゆるクラブのように客に遊興をさせる部分で常に照明の演出を行う業態については、遊興をさせる部分は原則として照度の測定場所とはせずに、食卓の上面、飲食をする

ための椅子の座面、飲食のために通常利用する床面等において測定することを現在一案として検討しておるところでございます。

ただし、その場合には、例えば、営業所内に一つだけ食卓を設置し、その上面のみ十ルクス超とし、店内のほとんどを暗くするというように、照度規制の本来の趣旨に反した営業も可能となるわけでございます。こうした規制の趣旨に反した営業を防ぐため、測定対象となる食卓等の面積が客室の面積の一定割合以下となる場合には、例外的にダンス等の遊興をさせる場所を測定対象に加えることも併せて検討をいたしております。

なお、ただいまお尋ねがございました五分の一という割合でございますけれども、この数値、どのぐらいの割合かということにつきましては、改正法の成立後に営業実態等を踏まえて具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○井上義行君 そして、未成年の関係についてちよつとお伺いをしたいんですが、例えば深夜にディナーショーがあつて、今度は零時を過ぎると十八歳未満の人は保護者が付いたとしても入れないということになるわけですね。そうしますと、例えばディナーショーで十八歳未満の人が、お酒も出ていますので、そのディナーショーを聴く、という形になるとこれは規制が掛かるという理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) ただいまのお尋ねは、ディナーショーがここでいう、今回の御提案させていたでいてあります特定遊興飲食店営業、つまり、午前零時を過ぎた時間から午前六時までの間にお酒を提供して遊興をさせる営業というのに該当する場合ということでございますが、この営業につきましては、子供の立入りというものは立ち入らせないということになってございますので、この営業者が行つておりますディナー営業ということであればこれは立ち入らせないということになります。

○井上義行君

そこで、確認なんですけれども、

例えば赤ちゃんを、これは可能性が全くはないので一応確認なんですけれども、赤ちゃんは多分デイナーショー自体を聴くという形ではなくて、ただ単に例えば寝ている、お父さん、お母さんと一緒にデイナーショーに行つて横でベビーカーの中で寝たということになったとすると、例えばこの規制というのは掛かるのか、それとも掛からないのか。もし、掛からなければどういう理由で掛からないのかをちょっと教えてほしいと思います。

○政府参考人(辻義之君) ただいまの場合につきましても、年少者の立ち入らせというものを制限をいたしておりますので、ぎりぎりゼロ歳も年少者かと言われますと年少者ということになってくるわけでございます。

○井上義行君 多分、これ聴く側じゃないから、もしかしらば僕は対象にならないというふうに思つたんですが、もう一度お願いいたします。

○政府参考人(辻義之君) 申し訳ございません、ちょっと私、不正確な答弁させていただきまして。

客として立ち入らせることが駄目だということでございますので、客としてでなければそれは可能だということでございます。

○井上義行君 そうですよ。つまり、お客さんとしてそのショーを楽しむとかいうことでなければ、子供を連れてデイナーショーを楽しむということとは可能だということだというふうに理解いたしました。

そこで、あともう一つ、例えば二十四時間のスパーで時々ゲームセンターとかありますよね。囲いがなくゲームセンター、よく子供たちが出入りするところなんです。これは例えばゲームセンターは、今度は深夜については十八歳未満の人は立入禁止になるんですけれども、この規制の中で、例えば近くに子供服があつて親が子供服を見ている、そして子供がゲームセンターに入つたとすると、これは規制対象になるんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) ゲームセンターでございますけれども、現在、ゲームセンターにつきましては風俗営業の第八号営業ということで、風俗営業としての規制が掛かつてございます。その中でゲームセンターにつきましても年少者の客としての立ち入らせということについての規制はございますけれども、他方で、風俗適正化法におきましては、店舗面積が五百平方メートルを超える大規模小売店舗内の区画されたゲームコーナーであつて、営業中にそのゲームコーナーの内部を外部から容易に見通すことができるものなどは風俗営業としてのゲームセンター等営業から除外をされております。これは政令でそういう要件が定まつておりますが、除外をされております。

このため、御指摘のゲームコーナーがただいま申し上げました規制対象外のゲームコーナーに該当するという場合にはゲームセンター等営業としての規制は受けないということになりますけれども、そうでない場合には、これは年少者の立ち入らせ禁止等の風俗適正化法の規制を受けるという形にはなつてまいります。

○井上義行君 結局ポイントとしては、外から容易に見えらるということがポイントだというふうに理解しましたけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) そのようなことを勧案しながら政令などで要件が定められたところでございませう。

○井上義行君 そして、営業所ごとに従業員名簿を備えて従業員の住所等を記載する義務があるんですけれども、今議論されているマイナンバー、この法案が通つて、マイナンバーを例えば活用すればこの名簿の代わりになるということとは考えられますでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) ただいま委員からございましたとおり、営業所ごとにこれは従業員名簿を備え付けるということになっておりまして、そこには従業員の住所、氏名などを記載することとされております。

いわゆるマイナンバー法に規定されております個人番号でございますけれども、これは法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策等の手続以外で利用することはできないこととされているというふうに承知をいたしております。特定遊興飲食店営業や風俗営業の営業者が従業員名簿に代えてマイナンバーを利用することはできないというふうに承知をいたしております。

○井上義行君 最後に、山谷大臣に。私は、今回の法案はいいと思うんですね。先ほど来それぞれ委員の方から話のあつたように、非常に抽象的な部分もあるということでございますので、関係者あるいは国民の説明責任というのはいよいよ果たしていく必要があるだろうということでありまして、この広報あるいは啓発をどのようにやっていくかを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(山谷えり子君) 特定遊興飲食店営業の制度の導入を始めとするこの度の法改正の内容についてでございますけれども、本日に委員御指摘のように、事業者への周知、十分に図られますように、事業者からの相談への対応、またウェブサイトへの更に分かりやすい説明資料の掲示等々、工夫を重ねてまいりたいと思つております。

○井上義行君 終わります。

○委員長(大島九州男君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(大島九州男君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

最初に、風営法の第二条の二にあります待合とはどういう店なのか。その待合の定義を、また具体的にどういうお店をいうのかを教えてください。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。風営法上は、待合というもののそのものにつきましては、定義規定は置いていないところでございます。

○江口克彦君 そういう定義というか、待合について具体的な御説明ができないのに、取締りとか、あるいはまたそういう指導はできるんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) ただ、二号につきましては、そういった例示の後、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業というふうに記載をしているところでございます。

○江口克彦君 そういう客の接待をするというところで、待合というところは今あるんでしょうか。

○政府参考人(辻義之君) 現在、これは平成二十六年でございますが、待合又は茶屋の名称を用いるものは全国で五十軒以上あるということでございます。

○江口克彦君 それは、もう一度、何年ですか。何年現在ですか。

○政府参考人(辻義之君) 平成二十六年末でございます。

○江口克彦君 平成二十六年ですか、そのときに、具体的に待合はどこにありましたか。

○政府参考人(辻義之君) これは、全国の調査といたしますが、報告で集計したものでございまして、具体的に今どこなのかというところは、私、ちょっとお答えすることができません。

○江口克彦君 具体的に説明ができないのに、取り締まるとか、あるいはまたこの法律に載せるというのはいか。

るべき辞書を見たら、御覧になつたらお分かりだと思ひますけれども、待合というのは、戦前まで待ち合わせや会合のための場所を提供する貸席業で、現在は死語になっていると、こうあるんですよ。

この死語、もう今使われていない待合というものをを使うということについて、どういふお考えで使つておられるのか。具体的にどこなのか、ちよつと教えていただきたいんですけども。

○政府参考人(辻義之君) 今、それぞれのお店がどこにあるのかというのは、手元に資料を持ち合わせておりませんので、ちよつとお答えすることは困難でございます。

○江口克彦君 ここに来て御説明というか、そういうふうにお答えいただくならば、ちゃんと待合がどこにあるのか、どういふ店なのかということ調べてきていただきたいというふうに思ふんですね。

それと同じように、風営法第二条の二、同じところにカフェーとありますね。カフェーというのは風俗なんですか。どういふお店をカフェーというのか、教えていただきたい。カフェーの定義を教えてくださいたいと思います。

○政府参考人(辻義之君) 同じく、カフェーにつきましても、風営法上は定義を置いておりませんけれども、先ほどと同じ二号でございますので、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業の一種かと思ひます。

○江口克彦君 辻局長として、カフェーというふうに言葉を使われるときに、どういふお店をイメージしてカフェーというふうに言われているんですか。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど申しました、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業のうち、洋風のものであろうというふうに思ひます。

○江口克彦君 それを具体的に言っていただけかもしれませんということを申し上げているんですよ。別に私は辻局長を追い詰めようと思つてお話しして

いるんじゃない、私は分からないから教えていただきたいという思いで。

というのは、実は、カフェーというのも、辞書を引くと死語になっているんですけど、もう死んだ言葉になっているんですね。これは、大正時代、女給が接待して洋酒などを飲ませた飲食店と、こうなっているんですけど。現在は死語ということになっているんですよ。要するに、現在はもう使われていない。

それから、待合もカフェーも、使われていない言葉を使つているということがいかなるものかというところについてお答えいただきたい。

○政府参考人(辻義之君) 待合とかカフェーという用語でございませうけれども、これは風営適正化法の制定当時から用いられているものでございませう。

今回の改正ではこの待合とかカフェー等の営業の範囲については何ら変更がございせん、これにつきましても立法当初からございまして、むしろこれにつきましても、先生がおっしゃったような形態に類似したようなものが存在してありますときに、要するに定義としてこの中に例示として置いておきまさんと、そういうものが何か対象でなくなつたかのような、そういう誤解を生じることがあるかというふうに思ひます。

○江口克彦君 カフェーというのは英語のいわゆるコーヒーなんです。それが、コーヒーのお店と、それからカフェーといつて、この二つに分かれていくわけですけど。言つてみれば全くのこれは、現在使われていない。今この法律生きていますよ。生きている法律に死んだ言葉を使つてどうするんですか。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど申しましたけれども、今回の改正の中ではこの待合とかカフェー等の営業の範囲につきましても何ら変更がございせん。それにかかわらずその用語を変更してまいりますと混乱を招くということもございませうので、この用語は引き続き使つていこうとございませう。

○江口克彦君 割烹は風俗店ですか。

○政府参考人(辻義之君) この第二条の中には割烹という用語はございせん。

○江口克彦君 ということは、割烹は風俗店じゃないということですね。

○政府参考人(辻義之君) 風営法の風俗営業でございませうけれども、二条各号に具体的にどういふものかということを書かれておまして、この各号に該当してまいりました場合には、あるお店が割烹というふうには呼ばれるかどうかということに関わりなく、風俗営業ということになってくるわけでございます。

○江口克彦君 どういふ場合に適用されるようになるんですか。

○政府参考人(辻義之君) 例えば割烹において、先生がおっしゃつています割烹というのはどういふサービスをするかということでありませうけれども、例えば、先ほど来出ております例えは二号がございませうけれども、割烹かどうかということとは別に、例えば設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業という営業をやつているお店であれば、それは名称にかかわらず風俗営業の第二条の第二号の営業ということになるわけでございます。

○江口克彦君 すし屋は風俗店ですか。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど申しましたけれども、風俗営業につきましても第二条でそれぞれ、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業といつたようなことが書かれておまして、これに該当するものを風俗営業というふうにしていただくとございませう。

○江口克彦君 そうすると、やっぱり風俗店ということですね。

○政府参考人(辻義之君) 先ほど何か当たれば当たるみたいなことになりましたけれども、要はこの定義に当たる、要するに接待をして遊興、飲食をさせると、こういう営業であるかどうかということに風営法上は見ておまして、それがおすし屋さんと呼ばれるか割烹と呼ぶかという切り口

ではございせん。

○江口克彦君 私は、来ていただいて、風俗というところで話を伺つて、その定義はお酌をするかしないかだということと言われたんですよ。そういう説明だったんですよ。警察庁の方は、お酌をするかしないかによつて風俗か風俗でないかということをしていただくと。後で今度は料亭の質問をさせていただきますけど、そういう決め方をしているんですよ。

○政府参考人(辻義之君) 接待でございませうけれども、接待につきましても風営法の二条の第三項に定義がございまして、「この法律において「接待」とは、飲樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。」と、このようになつてございまして、解釈運用基準の第四、「接待について」というところにある説明を書かせていただいているところでございませう。

○江口克彦君 それはそれで、話を交えますけれども。

今まで東京サミットが四回ほど開かれていてというふうに思ふんですけど、その四回ほど開かれていて東京サミット、海外の要人を食事接待したところはどこですか。

○政府参考人(山崎純君) お答え申し上げます。過去の日本主催サミットの公式行事に限定した場合には、いわゆる料亭等において接待を行った実績はないと承知しております。

一方、御指摘のとおり、日本食を通じた日本文化の発信は重要でありまして、そうした観点も踏まえて、外国要人が訪日した際に日本料理店において接宴を行うというような事例は多いございませう。

○江口克彦君 ダイアナ妃を接待したのは京都のどこですか。

○政府参考人(山崎純君) お答え申し上げます。昭和六十一年五月に英国チャールズ皇太子、ダイアナ妃両殿下が公賓として日本に来ております。その際に、外務大臣夫妻主催の非公式夕食会

が京都にて行われております。

○江口克彦君 いやいや、だから、京都には分るんですけど、京都のどのお店ですか。

○政府参考人(山崎純君) 承知しておりますのは、つる家というところだと承知しております。

○江口克彦君 つる家は、これはどういうお店か御存じですね。それは言うところの料亭ではないんですか。

○政府参考人(山崎純君) 私どものところで、これは日本料理を供するところだ、日本文化を発信する場だということを選んでるものだと思います。

これが今御審議の対象の中でどういう位置付けになるのかというのは、ちょっと私の立場からは申し上げにくいと思います。

○江口克彦君 洞爺湖サミットが開かれましたね。あのとき、洞爺湖には何も大きな料亭がない、それで外務省が頼んだんですか、政府が頼んだんですか、どうか知りませんが、京都嵐山の吉兆に洞爺湖サミットのいわゆる食事の接待をしてくれというふうに依頼をしましたね。

○政府参考人(山崎純君) 御指摘のように、洞爺湖サミットは確かに日本で行ったサミットでございます。その際の、料亭等において接遇をしたというところではございませんが、その食事の中身をどこから調達したのかということが御質問かと思えますけれども、それは今、私、手元に資料がございますのでお答えしかねるところでございます。

○江口克彦君 じゃ、私の方が詳しいんだ。

ということとは、結局、ないから、京都嵐山の吉兆、そこが、ウインザーホテルですよ、あそこを店を構えましたよね。その料亭吉兆が食事接待しているわけですね、提供しているわけですね。御記憶ないですか。

○政府参考人(山崎純君) お答え申し上げます。洞爺湖サミット、前回のサミットでございますけれども、そのとき、私、直接にはそのサミットを担当しておりません、あるいは先生の方がよ

く御承知かと思えます。

○江口克彦君 確かに、あの嵐山の吉兆が、わざわざ損を覚悟で、国からの要請だからと出ているんですよ、接待しているわけですよ。

ということとは、何を言いたいのかというと、先ほど小坂先生が冒頭に御質問のときにも言われましたけれども、言ってみれば、海外の要人をいわゆる風営法で仕切られている料亭で、風俗の料亭で接待をしているという、これは日本の国として私は恥かしいんじゃないかと思うんですけど、どうですかね。

○政府参考人(辻義之君) 風俗営業でございますけれども、これは私ども、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得る営業であるというふうに考えているところでございます。

○江口克彦君 それでは、先ほど辻局長が言われました、私も質問主意書で何回も出しているんですけど、営業の行われ方いかんによつては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるためであり、当該営業を風営法の規制の対象として見直す考えはないということですか、これ、料亭はどが善良の風俗と清浄な風俗環境を害しているというふうに言えるんですか。そしてまた、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるというふうに言われるのでしょうか。

物の資料によると、料亭という定義で、日本文化の集大成の場でもあり、料理、器、数寄屋造り、日本庭園、美術品、調度品、芸子、それから邦楽などの正統派の日本文化を堪能できる場となっているんですね。これを風営法に入れているという、それはどういうことなのか。先ほど、営業のいかんによつては風俗を乱すとか、こうおっしゃいましたけど、何を根拠に言っておられますか。

○政府参考人(辻義之君) 風営適正化法でございますけれども、日本食の提供とか器とかという部分ではなくて、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業というのが風俗営業になっておりま

して、それが料亭というものに属するかどうかということとは特に問うていないこととござい

この客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業というカテゴリーの場合に、先ほど先生のおっしゃいました、その営業の行われ方いかんによりましては善良の風俗と清浄な風俗環境を害するなどのおそれがあるということとございまして、現実には接待を行っておる営業の中でそのような問題事案といえますが、そういったことが起きた例もあるところでございます。

○江口克彦君 そういう乱した実績はあるんですか、検挙数というのか、そういう事件があったんですか、料亭で。簡単にいいです。

○政府参考人(辻義之君) お答え申し上げます。ちよつと料亭という形で取つていないもの

現に、この二号営業、先ほどの接待、遊興、飲食ということとございしますが、一部の業者ではございすけれども、過去五年間、和風の今の接待営業でございすけれども、この和風のお店というところで申し上げますと、例えば売春関係事犯でございすけれども、過去五年間で見ますと検挙の平均は一年当たり約十件、約六人ということと

○江口克彦君 それは、よほど料亭ではなくて料理店だということに私は思います。

それはともかくとして、日本料理というのは世界文化遺産になっているわけですよ。それをメー

最後に大臣にお尋ねしたいんですけど、風俗営業法で取り締まられている料亭で世界遺産の日本料理を出して海外の要人を接待しているということとどういうふうに思われますか。その風俗というもののから、こういうふうな日本の文化を大事にするというのか、そういう観点からも、私は取り外してあげるのが肝要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長(大島九州男君) 簡潔に。

○国務大臣(山谷えり子君) 和食とおもてなしというのはすばらしい日本文化であります。また、風営適正化法の許可を受けて営む料亭の多くが長年同法の規制の下で健全な営業を継続しているということも承知しております。

警察としましては、風俗営業と性風俗関連特殊営業が混同されることのないように引き続き周知を図ってまいりたいと思っておりますが、規制についてでございますが、様々な御議論があると思

○江口克彦君 是非二つを分けていただきたいということをお願いして、終わらせていただきます。

○山本太郎君 生活の党と山本太郎となかまたちが共同代表の山本太郎です。よろしく願

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案、長いですね、いつも、略して風営法改正案について質問いたしま

まず、山谷国家公安委員長にお伺いたしま

この改正案、ダンス営業やクラブ営業の規制緩和を求めるダンス文化推進議員連盟の皆さんの活動や政府の規制改革会議のダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見などをきっかけにしたものというのですが、大臣、今回の法改正の目的は規制緩和ということとよろしいでしょうか。

○国務大臣(山谷えり子君) この法案が成立すれば、ダンスホール等営業の規制対象からの除外、特定遊興飲食店営業の制度の新設、風俗営業の営業時間制限の緩和等の規制緩和がなされることとなることと

○山本太郎君 ありがとうございます。

今回の法改正、風俗営業三号の三百九十一店舗、四号の百四十店舗については、また深夜の営業時間の延長などについては規制緩和だと思

ます。

一方、全国に約二十七万七千店ある深夜酒類提供飲食店でダンスを含む遊興を客にさせる場合は新たに特定遊興飲食店営業の許可制となります。現行法三十二条で飲食店の深夜の遊興は禁止されていましたが、罰則はありませんでした。今回、許可制となることで、無許可営業は二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金の罰則が付くことになりました。これは明らかに規制強化、私は、今回の法改正は規制強化だと思います。

警察庁、全国二十七万七千店の深夜酒類提供飲食店など現に営業している店の中で、今回の法改正によって新たに特定遊興飲食店営業の許可を申請する店は何店くらいになると見込んでいますか。

○政府参考人(辻義之君) お尋ねの数字につきましては、私どもとして承知をしておりませんところでございます。

○山本太郎君 承知してないってびっくりですよ、これ。どれぐらいの人たちが次、許可制になるのかということも考えていない、計算してない、理解していない。

憲法二十二条は職業選択の自由、すなわち営業の自由を保障しています。憲法二十一条は一切の表現の自由を保障しています。

警察庁、今回の特定遊興飲食店営業の許可制が憲法二十二条違反、憲法二十一条違反とならない理由、明確に説明してください。

○政府参考人(辻義之君) 今回の特定遊興飲食店営業に関する規定でございますけれども、これは、現在、深夜において飲食店営業を営む者は深夜において客に遊興させないこと、このようになってございます。

今回、深夜において客に遊興させるということものを認めるに当たりまして、やはり遊興させることに伴いまして、酔客による迷惑事案等々、風俗上の問題が生じるおそれがある、実際にそういうものがあつたわけでございまして、そういったことから、こういった問題を起こさせないような

規制を一方でやりながら遊興をさせる、そのためにまた影響がないように地域を限定するというところでございまして、これは営業を認める中で必要な範囲内での規制をさせていただいているというふうに理解しているところでございます。

○山本太郎君 ざっくり過ぎてよく分かんない。

今回の法改正が憲法違反とならないようにするには、深夜の酒類提供飲食店に対して無許可の遊興を懲役二年以下又は二百万円以下の罰則を付けて禁止する明確な根拠がなければならぬと思います。

警察庁、この憲法違反になるかならないか、法律違反になるかならないか、その分かれ目である遊興という言葉について、なぜ法律の条文中で定義しないんですかね。明確な定義がなければ、これ、憲法三十一条の罪刑法定主義に反することになると思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(辻義之君) 遊興という言葉につきましては、これは昭和五十九年の改正で三十二条の第一項第二号に規定されたところでございまして、その際にも、この遊興というものはこういうものであるという御説明をさせていただきました。その内容につきましては、解釈運用基準の中で明定をさせていただいてお考えしておりますけれども、今日の御議論で更なる明確化というところでございますので、今後はそれには努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山本太郎君 もう前にそれ記してあるんだからいいんだよと言っただけで、今回、特定遊興飲食店営業というところが許可制になって、その中が二十七万七千三百三十八件もあるというのなら、その遊興ということに対してしっかりと定義する必要がありますよ。大きく網張って、警察の恣意的な裁量で定義決めていくんでしょ、これから。あり得ませんよ、そんなの。金銭で抱き込まれて、こっちは取り締まるけどこっちは取り締まらないみたいなことが現場レベルでも起こり得るんじゃないんですか。最初に定義するということが、非

常に重要だと思ひます、必要だと思ひます。

そこで、私は、今回の法案に対して修正案を提出いたします。お手元に資料を配付させていただきます。遊興という言葉について風俗法上で定義をするものです。風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る遊興とは、異性間における享樂的雰囲気その他の享樂的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気は過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいうものとするとし、また、この文章、私が勝手に書いたわけじゃないんです。警察庁関係者による風俗法解説書、警察庁の国会答弁、風俗法第一条の目的規定を参考に、参議院法制局の皆さんに取りまとめたのだいたいのものです。警察庁が付け忘れた遊興の定義、付けさせていただきます。是非、委員の皆様、御賛同、賜りたいと思ひます。お願いいたします。

この修正案の最初の部分、「注解風俗法一」という解説書にある、遊興とは主として男女間における享樂的雰囲気を楽しむことという文章を参考にしました。警察庁、私の修正案の遊興の定義、すなわち、風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る遊興とは、異性間における享樂的雰囲気その他の享樂的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気は過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいうものとするのですが、その内容については警察も同じ考えだと思ひますけれども、どうでしょう。

○政府参考人(辻義之君) 警察における遊興の考え方、解釈につきましては、解釈運用基準の中で既に示させていただいているところでございまして、

○山本太郎君 ほほ同じでしょう。大きくずれて

○政府参考人(辻義之君) 繰り返しの答弁になり

ますが、警察における、警察におけるといひますか、この三十二条の遊興につきましては、解釈運用基準の中で、営業者側の積極的な働きかけにより客に遊び興じさせる行為を指すことをいうと解釈をいたしております。男女間における享樂的雰囲気を楽しむことに限られてはいないところでございます。

○山本太郎君 衆議院内閣委員会、飲樂的雰囲気、享樂的雰囲気が過度になりまして風俗上の問題が発生する、生じるおそれがあると警察庁は答弁しました。

飲樂的雰囲気、享樂的雰囲気、これ違法なんです。

○政府参考人(辻義之君) そのような雰囲気が生じることに伴いまして、例えば大変な大きい音あるいは騒ぎといったようなことで、近隣の住民の皆さん方に迷惑が掛かるですとか、あるいはいろいろな違法行為が発生するとか、そういったようなことがあるわけでございまして、深夜の遊興を認めるといふことに当たりまして、そうした問題が起きないように規制をしよう、こういうこととでございます。

○山本太郎君 済みません、そういう質問をしていないんです。

飲樂的雰囲気、享樂的雰囲気は違法なんです。

○政府参考人(辻義之君) 飲樂的雰囲気、享樂的雰囲気が過度になって風俗上の問題が起きるといふことを、これを予防しよう、防ごうということとでございます。

○山本太郎君 だから、飲樂的雰囲気、享樂的雰囲気が過度になって何か問題が起こればそれは違法であるということですよ。

だとするならば、飲樂的雰囲気、享樂的雰囲気、それは違法なんですか。違法じゃないでしょう。

○政府参考人(辻義之君) そういった問題が起きるといふふうに委員おっしゃいましたけれども、そういうことが起きないような規制を行うという法律でございます。

○山本太郎君 警察庁の風営法の解釈運用基準では、不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興行等を見せる行為や生バンド

例えば、男子を刺激しないようにセーラー服の下に体操着を着用すること、一度登録した髪型は卒業時まで変えてはならないなど、実態を見ず、ただただ規制を厳しくするためだけに作られたお

年三件、二十三年七件、二十二年三件。
深夜、酒、遊興が一つになつても、風俗上の問題を發生させる、生じるおそれがないものが圧倒的なんですよ、ほとんどなんですよ。警察庁、認

しては、事務事業者を始め広く関係者の御意見を伺った上で、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を当該基準の中に具体的に明記してまいりたいと。また、新たな制度の広報や、事業者等に

確に御理解いただくための広報や相談対応の取組についても併せて検討してまいりたいと思います。

○山本太郎君 多くの人たちの声を聞くためには、パブリックコメントについてむちゃくちゃ役に立つんじゃないですか。これ任意でと言っていますけど、任意だからやらなくていいという話じゃなくて、やってみようよ。みんなの声、聞きたいじゃないですか。解釈運用基準について、任意の意見募集としてのパブリックコメントやってみようよ、約束してください。

○政府参考人(辻義之君) 先ほども御答弁させていただきましたとおり、行政手続法、これ意見公募手続を実施することとされており、それは予定しておりますけれども、本改正に当たりましては、事業者を始め広く関係者の御意見を伺った上で特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を当該基準の中に具体的に明記してまいりたいと考えております。

○山本太郎君 パブリックコメントやるといふことですか。

○政府参考人(辻義之君) 意見公募手続、すなわちパブリックコメントを実施することは予定はいたしております。

○山本太郎君 本場に不誠実ですよ。極力声は聞きたくないと、そういうことなんですよ。やればいいのに。任意だからやらなくていいということじゃないですよ。たくさんの人たちに関係することだからやってみようよ。

飲楽の雰囲気、享楽の雰囲気が過度になって風俗上の問題を発生させる、生じさせるおそれがある深夜酒類提供飲食店の遊興が許可制の対象であると解釈運用基準に明記すべきだと思っております。明記してください。お願いします。

最後に、山谷大臣、規制緩和をしまして、営業の自由、表現の自由、自由な文化、ビジネスの発展を目指していたものが、世の中の常識から全くずれた警察の解釈運用によって台無しになっては本末転倒、元も子もないと思います。今のままで

は風営法は、憲法二十二条の職業選択の自由、営業の自由、憲法二十一条の一切の表現の自由、憲法三十一条の罪刑法定主義に反する憲法違反の法律になってしまっています。本来の目的が達成されるよう、大臣に是非考えていただきたいと思います。大臣のお考えを聞かせていただけないか。そして、パブリックコメント、是非お願いいたします。

○国務大臣(山谷えり子君) これまでも、風営適正化法の施行に当たっては、関係事業者や関係団体から相談、要望等があった際には、その内容を丁寧に向い、誠実に対応してきたところでございます。

冒頭にも申しましたように、今回の法改正ですが、ナイトライフの充実や国民の意識の変化、規制改革会議の議論などを踏まえまして、規制緩和の方向で考えた法改正でございます。この改正法案が成立した場合には、事業者を始め広く関係者の御意見を伺った上で、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を解釈運用基準の中に具体的に明記していくように警察を指導してまいりたいと思っております。

自由な文化は大変に大切だと考えております。○山本太郎君 規制緩和と思いきや、規制強化につながっていた。たくさんの人たちの声を受け入れるためには、やはりパブリックコメントをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

自由な文化、すごく必要だと思つたという大臣の言葉、心に響きました。ありがとうございます。

○委員長(大島九州男君) 与党から、先ほど、山本君の発言中に不穏当な言辭があるとの御指摘がありました。

委員長といたしましては、後刻理事会において速記録を調査の上、適当な処置をとることいたします。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について山本君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本太郎君。

○山本太郎君 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。この内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明いたします。本改正案では、一定の場合を除き、ナイトクラブ等の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供するものについては、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、特定遊興飲食店営業として深夜においてもその営業を営むことができることとしておりますが、無許可で特定遊興飲食店営業を営んだ者に対する直罰規定も盛り込まれており、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金又はこれらの併科となつております。

それにもかかわらず、この新たに設けられる特定遊興飲食店営業における遊興の定義について、本改正案では定められておりません。経営者の方が、自分のお店は特定遊興飲食店営業には該当しないと思ひ、その許可を取らずに営業していても、警察が特定遊興飲食店営業に該当すると判断すれば、無許可営業の罪で検挙されかねないので

す。現行の風営法においても遊興という言葉は使われておりますが、その定義について、法律、施行令、施行規則には規定がなく、警察庁生活安全局長が発出した通達である解釈運用基準に簡単な説明があるだけです。

日本国憲法第三十一条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定めております。客にダンス、飲食をさせるクラブを無許可で営業したとして罪に問われたクラブNOONの訴訟では、大阪地裁、大阪高裁いずれ

の判決においても元経営者の方は無罪となっております。

特定遊興飲食店営業における遊興の定義について、風営法の本来の目的に沿った形で限定すべきであり、それを警察任せとするのではなく、法律上明確にすべきです。

そこで、修正案では、遊興の定義として、「異性間における享楽の雰囲気その他の享楽の雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいう。」と定めることとしております。これは、ダンス営業規制に関する裁判例や警察庁出身の藤山信氏の「注解風営法I」、衆議院内閣委員会での警察庁の答弁等を参考にしたものです。

以上が修正案の趣旨でございます。何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大島九州男君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

反対する理由は、新たに設けられる特定遊興飲食店営業が曖昧で広範な行為を含む遊興を対象としており、警察の恣意的な介入、権力の濫用を招くおそれがあるからです。

今回の改定の発端となつたのは、警察が、明確な意図を持っていわゆるクラブを次々と摘発して、ダンス文化、クラブ文化を萎縮させ、真面目な経営者を苦境に追い込んだことでした。関係者だけでなく、広範な国民から厳しい批判の声が上がっており、風営法からダンス規制の削除を求める署名がうずたかく積み上がったのは当然のことでした。

風営法のダンス規制を根拠に無許可営業で摘発されたクラブNONONの裁判では、大阪地裁、高裁と警察のダンスについての恣意的な解釈を断罪し、無罪が言い渡されました。この裁判の中で、警察による風営法の意図的濫用の実態が明らかとなりました。

今回の改定で、クラブ摘発の根拠とされたダンスが風俗営業から削除されたことは、運動の大きな成果であります。ところが、新たに特定遊興飲食店営業なるジャンルを設け、ダンスを含む広範な行為を対象として許可制とすることが打ち出されました。何が積極的に客に遊興をさせる行為になるのかは、個別に警察の判断に委ねられることも明らかにされました。しかも、無許可営業と判断された場合、風俗営業と同様に、罰金二百万円以下、懲役二年以下の直罰の対象となります。これでは、NONON事件と同様の恣意的介入、弾圧を繰り返すことになりかねません。

上からの規制や許可でなく、自由に自主的に活動できる時間と空間が保障されてこそ、新しい文化が生まれ、町や地方の活性化につながるのです。今回の新たな規制は、そうした文化の芽を摘み取ることになりかねません。

このことを厳しく指摘するとともに、山本委員提出の修正案については、本法案の根本的な問題点を変更するものではないことから、賛成できないことを述べて、反対討論を終わります。

○委員長(大島九州男君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、山本君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島九州男君) 少数と認めます。よって、山本君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大島九州男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤本君から発言を求められておりますので、これを許します。藤本祐司君。

○藤本祐司君 私は、ただいま可決されました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本を元気にする会・無所属会、次世代の党及び生活の党と山本太郎となかまたちの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一 今回の改正によって無許可での営業に対して罰則が設けられたことに鑑み、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を、広く関係者の意見を聴いた上で解釈運用基準等において明確に定めるとともに、都道府県警察において事業者からの相談に適切な対応がなされるよう、必要な措置を講ずること。また、これらを行うに当たっては、法の趣旨に十分配慮すること。

二 風俗営業及び特定遊興飲食店営業について、営業所の構造や設備等の基準を定めるに当たっては、照度及びその測定方法並びに面積について具体的かつ明確に定め、基準の趣旨や内容について周知を図ること。

三 特定遊興飲食店営業の営業可能な地域の指定に関しては、関係する事業者や地域住民の意見を聴いた上で、政令において適切に定めること。

四 本法の施行前から風俗営業や飲食店営業を営む者が、本法に基づく規制について円滑に

対応できるよう周知し、行政手続法第六条の趣旨に鑑み、速やかに適切な措置を講ずること。

五 特定遊興飲食店営業業者がその業務の適正化と営業の健全化を図ることを目的として組織する団体による自主的な取組を支援すること。

六 特定遊興飲食店営業の新設及び風俗営業の営業時間制限の緩和に伴い、営業所の周囲の風俗環境が大きく変化する可能性があることから、風俗環境保全協議会を積極的に活用すること等により、良好な風俗環境が保全されるよう努めること。

七 本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権に配慮し、職権が濫用されることのないよう十分留意すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(大島九州男君) ただいま藤本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島九州男君) 多数と認めます。よって、藤本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山谷国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山谷国家公安委員会委員長。

○国務大臣(山谷えり子君) ただいま御決議がありました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(大島九州男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大島九州男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

〔参照〕
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第二条第二号の改正規定中「改め」の下に、「遊興」の下に「(異性間における享乐的雰囲気その他の享乐的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいう。第十一項において同じ。)」を加える。

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願(第一四三六号)

一、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の運用改善に関する請願(第一五〇五号)

一、レッド・パージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願(第一五〇六号)

第一四三六号 平成二十七年五月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 東京都板橋区 桜井晴子 外二百名
紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一一〇三号と同じである。

第一五〇五号 平成二十七年六月一日受理

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の運用改善に関する請願

請願者 静岡県掛川市 網取清 外五百二十七名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。

第一五〇六号 平成二十七年六月一日受理

レッド・バージ被害者の名誉回復と国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県所沢市 中村恵子 外千二百五十九名

紹介議員 糸数 慶子君

一九四九年から一九五〇年にかけてアメリカ占領軍の指示・示唆の下、日本政府と財界が加担し、日本共産党員と支持者や労働組合活動家を企業の破壊分子などの烙印を押して強権的に職場から追放した。レッド・バージの結果、被害者と家族は計り知れない損害を被り、自ら命を絶った人さえいる。また、国民生活の向上、自主的な経済復興、民主主義の確立などを要求する労働運動、民主的運動は大打撃を受けた。しかし日本政府や財界は、その重大な責任を認めて被害者への謝罪はおろか何らの救済策も行っていない。これが今日、職場で思想差別が続いている根源となっている。こうした中で、日本弁護士連合会（日弁連）がレッド・バージは憲法やポツダム宣言などを踏みにじった人権侵害行為であると断じ、被害者の名誉回復や補償を含む救済措置を求めて勧告（二〇〇八年十月）したことは画期的な意義を持っている。

ついては、基本的人権の侵害は許さず、憲法を文字どおりいかすため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国は、レッド・バージが憲法やポツダム宣言などをじゅうりんした無法・不当な弾圧であつ

たことを認め、被害者に謝罪すること。

二、国は、日弁連の勧告に従い、レッド・バージ被害者への名誉回復と国家賠償を速やかに行うよう特別法を制定すること。

平成二十七年七月六日印刷

平成二十七年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F